

第9章 地方財政

第9章 地方財政

第1節 地方財政の規模

1 地方と国の比較

地方財政の2024年度当初予算の規模は、予算純計310兆818億ウォンで、2023年度当初予算対比で1.5%増加、2023年度最終予算純計（※）対比で8.3%減少となっている。

（※）地方自治団体会計間、市道・市郡区間の重複計算分を控除した金額。

政府予算の場合、2024年度政府予算純計488兆6,219億ウォンは2023年度当初予算純計484兆3,752億ウォン対比0.9%増加となっており、2024年度の国家財政と地方財政、地方教育予算の比率は、54.8：34.8：10.4である。この比率は5年前と比べるとほぼ同じ水準を維持している。

〈図表9-1〉国家予算と地方予算の比率

（単位：億ウォン、%）

区分	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
中央政府予算	3,862,379	4,174,201	4,558,366	4,843,752	4,886,219
(比率)	(54.5)	(54.1)	(55.5)	(55.1)	(54.8)
地方予算	2,532,263	2,630,917	2,883,083	3,054,109	3,100,818
(比率)	(35.5)	(35.0)	(34.9)	(34.4)	(34.8)
地方教育予算	739,013	718,605	826,902	974,192	924,886
(比率)	(10.4)	(9.5)	(10.0)	(11.0)	(10.4)

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.24

〈図表9-2〉地方財政会計規模(純計)

（単位：億ウォン）

年度別	計		一般会計		特別会計	
	当初予算	最終予算	当初予算	最終予算	当初予算	最終予算
2020年	2,532,263	3,061,095	2,153,834	2,642,072	378,428	419,023
2021年	2,630,917	3,275,869	2,269,023	2,837,702	361,895	418,166
2022年	2,883,083	3,515,950	2,534,665	3,130,393	348,418	385,557
2023年	3,054,109	3,380,044	2,697,149	2,994,811	356,960	385,232
2024年	3,100,818	—	2,737,003	—	363,815	—

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.26

〈図表 9 - 3〉 中央政府と地方自治団体の一般会計総計財政規模比較

(単位：億ウォン、億円)

区分	韓国			日本		
	中央政府	地方自治団体	地方予算構成比	中央政府	地方自治団体	地方予算構成比
2015年	2,059,677	1,860,811	47.5%	982,303	984,052	50.0%
2016年	2,169,296	2,030,263	48.3%	975,418	981,415	50.2%
2017年	2,255,201	2,214,479	49.5%	981,156	979,984	50.0%
2018年	2,464,251	2,367,058	49.0%	989,747	980,206	49.8%
2019年	2,776,547	2,657,724	48.9%	1,013,665	997,022	49.6%
2020年	3,207,004	3,016,711	48.5%	1,475,974	1,254,588	45.9%
2021年	3,397,400	3,209,660	48.6%	1,446,495	1,233,677	46.0%
2022年	3,798,725	3,502,801	48.0%	1,323,855	1,173,557	47.0%
2023年	4,462,422	2,994,811	40.2%	1,275,804	923,584	42.0%
2024年	4,495,267	2,737,003	37.8%	1,120,717	939,269	45.6%

※韓国は一般会計ベースの当初予算総計、日本は普通会計ベースの予算総計を基準にしている。

※2022年までは決算額、2023年は最終予算額、2024年は当初予算額。

※地方税に関する統計等－2024年度地方税に関する参考係数資料－国家（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」 P.135, 日本総務省ホームページ www.soumu.go.jp）

2 地方自治団体種類別

地方自治団体種類別に予算規模を比較すると、2024年度の広域地方自治団体の予算規模は 2,034,471 億ウォン（構成比 65.6%）、基礎地方自治団体の予算規模は 1,066,347 億ウォン（構成費 34.4%）となっている。

〈図表 9 - 4〉 2024年度自治団体類型別予算規模比較（純計）

(単位：億ウォン、%)

団体別	予算規模		一般会計		特別会計	
		構成比		構成比		構成比
計	3,100,818	100.0	2,737,003	88.3	363,815	11.7
小計	2,034,471	65.6	1,785,909	57.6	248,562	8.0
特別市	394,949	12.7	311,900	10.1	83,049	2.7
広域市	560,033	18.1	467,383	15.1	92,650	3.0
特別自治市	17,922	0.6	15,662	0.5	2,259	0.1
道	992,848	32.0	932,846	30.1	60,002	1.9

特別自治道	68,719	2.2	58,117	1.9	10,602	0.3
小計	1,066,347	34.4	951,094	30.7	115,253	3.7
市	624,281	20.1	531,050	17.1	93,232	3.0
郡	284,989	9.2	272,472	8.8	12,517	0.4
自治区	157,076	5.1	147,572	4.8	9,504	0.3

注) 広域自治体の予算規模が比較的大きいのは、広域自治体から基礎自治体への財政移転の2重計上分を、広域自治体だけに計上するからである。

※2024年度の特別自治道には済州特別自治道、江原特別自治道、全北特別自治道が含まれる。

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.27,

3 地方自治団体の財源

財源は、地方税、税外収入（使用料、手数料、売却財産、賃貸収入など）、地方交付税、交付金、補助金、地方債からなっている。

地方税の歳入財源は全体の40.5%であり、ソウル特別市、広域市及び特別自治市では、それぞれ73.3%、40.2%、54.7%と高い数値であるが、道、特別自治道ではそれぞれ34.9%、32.2%に過ぎない。

〈図表9-5〉一般会計歳入財源別比較

(単位：億ウォン、億円)

区分	韓国				日本	
	2024年度	構成比	2023年度	構成比	2024年度	構成比
計	2,737,003	100%	2,994,811	100%	939,269	100%
地方税	1,107,331	40.5%	1,106,155	36.9%	427,409	45.5%
税外収入	118,410	4.3%	146,330	4.9%	62,870	6.7%
地方交付税	596,191	21.8%	649,640	21.7%	187,575	20.0%
調整交付金	—	—	—	—	11,320	1.2%
地方譲与金等	—	—	—	—	27,293	2.9%
補助金	728,614	26.6%	690,833	23.1%	159,697	17.0%
地方債	22,769	0.8%	12,396	0.4%	63,105	6.7%
補填収入等	163,659	6.0%	389,458	13.0%	—	—

※韓国は一般会計において、2023年は最終予算額、2024年は当初予算額の純計を基準とする。

※日本は総務省普通会計予算の純計を基準とする（出典：令和6年（2024）版地方財政白書）。

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.135

〈図表 9 - 6〉 自治団体類型別財源別歳入予算構成比較（総計）（単位：％）

区分	総計	地方税	税外収入	地方交付税	交付金	補助金	地方債	補填収入等及 び内部取引
総計	100	29.8	3.6	15.9	3.6	42.1	0.6	4.4
ソウル特別市	100	73.3	4.3	0.4	—	21.1	—	0.8
広域市	100	40.2	2.9	14.0	—	36.9	2.2	3.7
特別自治市	100	54.7	4.5	8.0	—	23.6	1.9	7.6
道	100	34.9	1.4	8.6	—	50.0	0.6	4.4
特別自治道	100	32.2	3.7	32.2	—	24.5	2.3	5.5
市	100	22.2	4.6	22.7	5.7	39.6	0.5	4.7
郡	100	8.5	3.7	42.1	3.1	37.5	0.1	5.1
区	100	16.1	6.0	2.3	12.6	57.0	0.01	6.0

※総計規模で作成

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1 - 1」P.32 より
筆者作成

〈図表 9 - 7〉 会計別歳入規模（純計）（2020～2024 推移）

（単位：億ウォン）

会計・財源 別		年度別				
		2020	2021	2022	2023	2024
総規模	計	3,505,995	3,693,374	3,945,694	3,380,044	3,100,818
	地方税	1,020,485	1,127,976	1,185,710	1,106,155	1,107,331
	税外収入	268,967	300,162	294,063	296,771	275,113
	地方交付税	504,074	591,264	817,129	657,994	602,495
	調整交付金及び 財政保全金	—	—	—	—	—
	補助金	879,625	864,005	842,461	801,033	837,093
	地方債	68,952	63,568	36,031	31,868	42,719
	補填収入等及び 内部取引	763,893	746,401	770,302	486,222	236,068
一般会計	計	3,016,711	3,209,660	3,502,801	2,994,811	2,737,003
	地方税	1,020,485	1,127,976	1,185,707	1,106,155	1,107,331
	税外収入	120,172	130,359	137,585	146,330	118,410
	地方交付税	499,761	582,810	809,616	649,640	596,191
	調整交付金及び 財政保全金	—	—	—	—	—
	補助金	785,204	761,012	736,051	690,833	728,644
	地方債	32,614	36,349	16,409	12,396	22,769
	補填収入等及び 内部取引	558,475	571,154	617,434	389,458	163,659
特別会計	計	489,284	483,714	442,893	385,232	363,815
	地方税	—	—	3	—	—
	税外収入	148,795	169,803	156,478	150,441	156,703
	地方交付税	4,313	8,454	7,513	8,355	6,304
	調整交付金及び 財政保全金	—	—	—	—	—
	補助金	94,421	102,993	106,410	110,200	108,449
	地方債	36,337	27,218	19,622	19,472	19,950
	補填収入等及び 内部取引	205,418	175,247	152,868	96,764	72,409

※ 2022 年までは決算額、2023 年は最終予算額、2024 年は当初予算額

参考：行政安全部「2024 年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1 - 1」 P.33

〈図表 9 - 8〉 地方自治団体一般会計歳入増加率比較 (単位：億ウォン, 億円,%)

年度別		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
韓国	規模	1,860,811	2,030,263	2,214,479	2,367,058	2,657,724	3,016,711	3,209,660	3,502,801
	増加率	10.6	9.1	9.1	6.9	12.3	13.5	6.4	9.1
日本	規模	1,019,175	1,014,598	1,013,233	1,013,453	1,032,459	1,300,472	1,282,911	1,219,452
	増加率	△0.2	△0.4	△0.1	0.02	1.9	2.6	△1.4	△4.9

※日本の数値は普通会計ベースの決算額, (出典：令和 6 年 (2024) 版地方財政白書)。

参考：行政安全部「2024 年度地方自治体の「予算及び基金の概要 (上) 1 - 1」 P.136

4 事業予算投資総規模

地方自治団体の事業予算投資規模は、2024 年度当初で 3,100,818 億ウォン (310 兆 818 億ウォン) であり、財源は、国費、譲与金のほかは、各地方自治団体の固有財源で賄われている。

〈図表 9 - 9〉 財源別・投資部門別構成比較 (2024 年度当初予算) (単位：億ウォン)

分野	総計	%	国費	市道費	市郡区費	その他
計	3,100,818	100	82,7571	1,002,064	1,208,025	63,158
一般公共行政	162,718	5.2	2,860	58,205	101,605	48
公共秩序・安全	61,394	2.0	12,216	31,124	18,053	—
教育	152,806	4.9	246	127,662	24,898	—
文化及び観光	145,250	4.7	15316	48,781	81,103	50
環境保護	295,786	9.5	52,836	75,897	167,016	37
社会福祉	1,031,559	33.3	602,254	241,963	186,636	707
保健	52,106	1.7	15,439	16,274	20,392	—
農林海洋水産	204,044	6.6	64,494	42,827	96,524	199
産業・中小企業	77,305	2.5	9,528	36,695	31,070	11
輸送及び交通	243,260	7.8	23,507	123,007	96,093	653
国土及び地域開発	167,610	5.4	21,802	55,979	89,726	103
科学技術	3,719	0.1	542	2,999	179	—
予備費	36,842	1.2	120	9,783	26,940	—
人力運営費	382,271	12.3	6,289	124,886	251,096	—
基本経費等	84,147	2.7	120	5,982	16,694	61,351

※「その他」は広域自治体と基礎自治体間の移転財源に対する予算編成額の差額(保留財源)である。

参考：行政安全部「2024 年度地方自治体の「予算及び基金の概要 (上) 1 - 1」 P.42

第2節 地方財政運営と予算・決算

1 地方財政運営の基本原則

地方自治団体運営の基本原則は、収支均衡の原則に従った健全財政と国家施策の具現である（地方自治法第137条、第138条）。

地方と国家の関係では、次のようなルールが定められている。

(1) 不当な影響の禁止

自治体財政の健全な運営に努め、国家の政策に反したり、国家や他の自治体の財政に不当な影響をあたえてはならない（地方財政法第3条）。

(2) 中期地方財政計画の策定

地方自治団体の長は中期地方財政計画を作成し、国に提出しなければならない（地方財政法第33条）。

(3) 地方財政運営への国の関与

国の予算編成基本指針遵守、地方税法の制改定、交付金・補助金の交付、地方債発行承認、予算・決算報告、会計監査実施

2 予算制度

(1) 予算原則

ア 会計年度（地方自治法第140条）

地方自治団体の会計年度は、「1月1日から12月31日まで」である。

イ 予算の種類

一般会計予算と特別会計予算に分けられる（地方自治法第141条）。

ウ 本予算（地方自治法第142条）

地方自治団体の長は、会計年度ごとに予算案を編成して、市・道の場合は会計年度開始50日前までに、市・郡及び自治区の場合は40日前までに地方議会に提出し、市道議会においては予算案を会計年度開始15日前までに、市郡及び自治区議会においては会計年度開始10日前までに議決しなければならない。このようにして成立した予算を本予算と呼ぶ。

エ 修正予算

ほとんどの地方自治団体において、地方交付税、地方譲与金、国庫補助金等の国への依存財源が多いこと、また1年前から編成作業が始まることから、予算案を作成する時点と議会へ提出する時点とで社会的・経済的環境が大きく変化している場合がある。そのため、予算が議会に提出した後に社会的・経済的環境が変化した場合、既に議会に提出した予算案に対する修正予算を作成して議会に再度提出できる（地方自治法第142条4項）。

オ 追加更正予算（補正予算）（地方自治法第145条、地方財政法第45条）

地方自治団体の予算が成立し、会計年度が開始された後に発生した事由により、既に成立した予算を変更するため編成する予算。地方自治団体の長は、既に成立した予算に変更を加える必要があるときには、追加更正予算を編成し、地方議会の議決

を得なければならない。結果として最終予算に占める割合が高くなることがある。

カ 準予算（予算不成立時の予算執行）（地方自治法第 146 条）

地方議会において新しい会計年度が開始されるときまでに予算案を議決できない場合、地方自治団体の長は、予算案が議決されるまでの間は、

(ア) 法令や条例の定めるところに従って設置された機関あるいは施設の維持・運営費

(イ) 法令又は条例上の支出義務がある経費

(ウ) 既に予算として承認された事業の継続推進のための経費

に限り、前年度予算に準じて支出することができる。これは地方自治団体の予算に、政府予算と同じ準予算制度を導入しているもので、準予算として執行された予算については、議会の議決を得る必要はなく、本予算が成立すれば成立した本予算によって執行されたものとみなされる。（地方財政法第 46 条第 2 項）

キ 予算の内容（地方財政法第 40 条）

(ア) 予算は、予算総則、歳入・歳出予算、継続費、債務負担行為、明示繰越費を総称する。

(イ) 予算総則には、歳入・歳出予算、継続費、債務負担行為及び明示繰越費に関する総括的規定及び地方債及び一時借入金の限度額その他予算執行に関して必要な事項を定めなければならない。

(2) 予算の編成と議決

予算の編成と議決の流れは、次のとおりである。

〈図表 9-10〉 予算編成と議決の流れ

中期地方財政計画 (地方財政法第 33 条)	財政運用の基本方向と目標などを含む中期地方財政計画を自治団体長が行政安全部長官に提出（1 月）
主要投資審査 (地方財政法第 37 条)	主要新規事業の事業必要性・事業計画妥当性を審査（2 月～4 月）
予算編成運用基準示達 (地方財政法第 38 条)	関係法令の遵守、地方財政の方向性、依存財源の予算編成方法、基準経費の設定など（7 月末）
予算編成 広域自治団体：50 日前 基礎自治団体：40 日前 (地方自治法第 142 条第 1 項)	中期地方財政計画に反映された事業を対象とした投融資審査の結果を踏まえて予算編成（8 月～11 月）
予算議決 広域自治団体：15 日前 基礎自治団体：10 日前 (地方自治法第 142 条第 2 項)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会提出後に予算案の範囲内で修正再提出できる。（修正予算制度）（地方自治法第 142 条第 4 項） ・ 議会の長の同意なく支出予算の増額や新たに費目を設定したりできない。（地方自治法第 142 条第 3 項） ・ 新会計年度開始までに議決できない場合、一部の経費は前年度予算に準じて執行できる。（準予算制度）（地方自治法

	第 146 条)
予算案の移送・告示 広域自治団体→行政安全部長官 基礎自治団体→広域自治団体の 長 (地方自治法第 149 条)	—

3 決算制度

(1) 決算の概念

ア 地方自治団体の長は、出納を閉鎖した後 80 日以内に決算書及び証明書類を作成し、地方議会が選任した検査委員の検査意見書¹を添付して、翌年度の地方議会の承認を受けなければならない。決算の審査結果、違法又は不当な事項がある場合、地方議会は本会議の議決を経て地方自治団体又は当該機関に対し、弁償及び懲戒措置などその是正を要求し、地方自治団体又は当該機関は是正要求を受けた事項を遅滞なく処理し、その結果を地方議会に報告しなければならない。

イ 地方自治団体の長は、第 1 項による承認を受けた場合、その日から 5 日以内に、道・市では行政安全部長官に、市・郡及び自治区では道知事にそれぞれ報告し、その内容を告示しなければならない。

(2) 決算の流れ

決算の流れは、次のとおりである（地方自治法第 150 条）。

〈図表 9-11〉 決算の流れ

決算書・証拠書類作成	長は出納閉鎖（次年度 2 月末）後、80 日以内に作成
検査委員の検査	検査委員は地方議会・公認会計士などから議会が選任
議会審議・承認	—
報告・告示	長は議会承認後 5 日以内に報告・告示（報告先は予算案と同様）

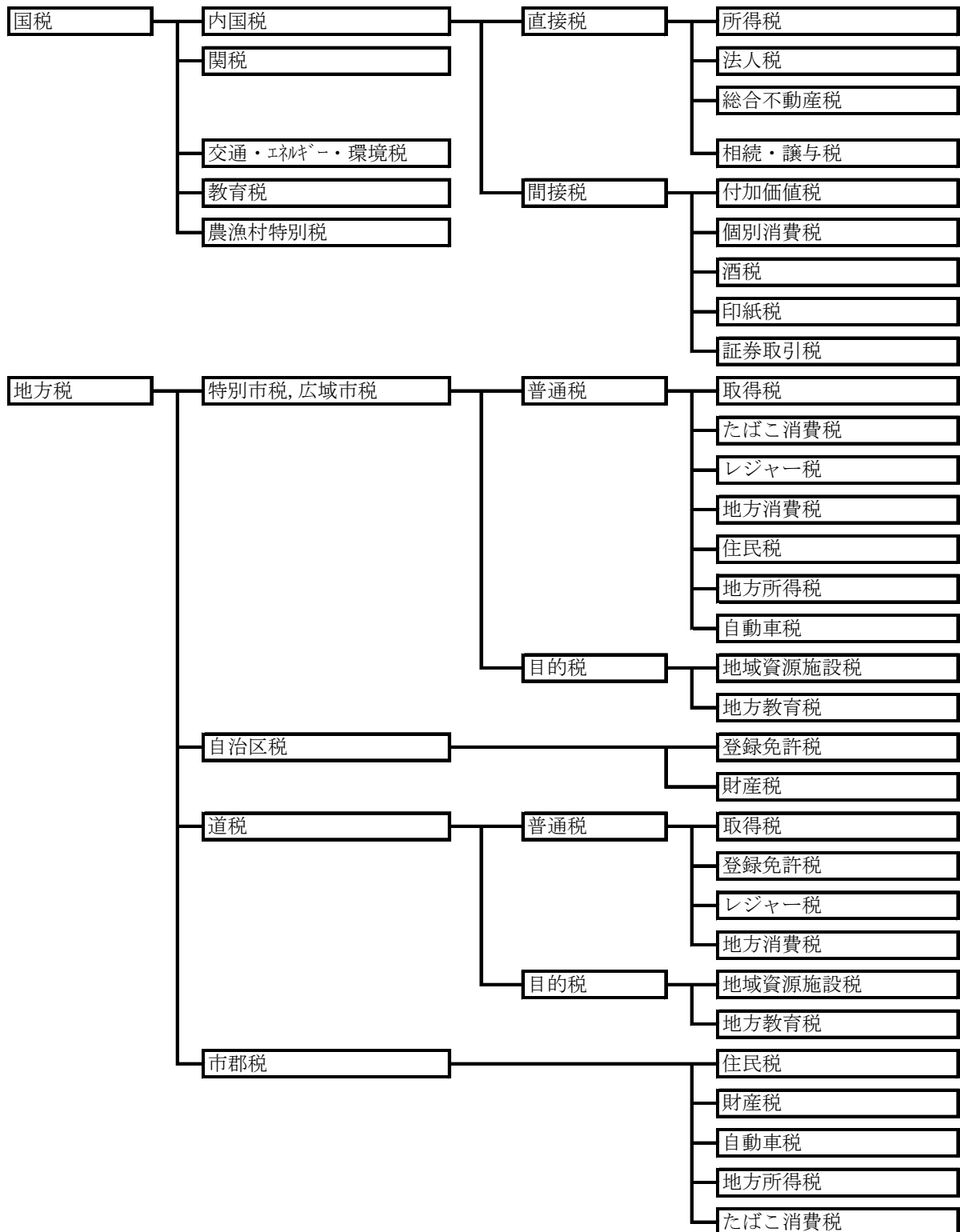
¹ 地方自治法第 84 条（決算検査事項） ① 検査委員の決算検査事項は次の各号とする。
 (決算概要, 歳入・歳出の決算, 財務諸表, 成果報告書, 決算書の添付書類, 金庫の決算)

第3節 地方税体系

1 租税体系

国税、地方税あわせた租税体系は、図表9-12のとおりとなっている（税目の個別内容は第11章で解説）。

〈図表9-12〉租税体系



なお、韓国では国税・地方税の全税収に占める地方税の構成比は 23%程度であり、日本に比べると低い。

〈図表 9-13〉 国税と地方税の構成比較 (単位：億ウォン：億円)

年度別	韓国				日本			
	計	国税	地方税	地方税 構成比率	計	国税	地方税	地方税 構成比率
2008	1,793,380	1,380,443	412,937	23.0%	906,231	541,169	365,062	40.3%
2007	2,049,834	1,614,591	435,243	21.2%	929,226	526,558	402,668	43.4%
2008	2,127,857	1,673,060	454,797	21.4%	962,302	627,798	334,504	34.8%
2009	2,097,085	1,645,407	451,678	21.5%	886,380	549,630	336,750	38.0%
2010	2,268,782	1,777,184	491,598	21.7%	837,158	486,590	350,568	41.9%
2011	2,446,813	1,923,812	523,001	21.4%	739,585	417,860	321,725	43.5%
2012	2,569,530	2,030,149	539,381	21.0%	740,701	417,470	323,231	43.6%
2013	2,540,880	2,013,981	526,899	20.7%	773,259	440,070	333,189	43.1%
2014	2,709,280	2,164,529	544,751	20.1%	807,763	458,780	348,983	43.2%
2015	2,888,629	2,178,851	709,778	24.6%	990,680	599,694	390,986	39.5%
2016	3,180,923	2,425,617	755,306	23.7%	983,487	589,563	393,924	40.1%
2017	3,457,940	2,653,849	804,064	23.3%	1,022,847	623,803	399,044	39.0%
2018	3,778,887	2,935,704	843,183	22.3%	1,049,750	642,240	407,510	38.8%
2019	3,839,147	2,934,543	904,604	23.6%	1,033,860	621,750	412,110	39.9%
2020	3,875,950	2,855,462	1,020,488	26.3%	1,073,420	649,330	424,090	39.5%
2021	4,568,766	3,440,782	1,127,984	24.7%	1,142,900	718,810	424,090	37.1%
2022	5,145,100	3,959,393	1,185,707	23.0%	1,174,250	734,050	440,200	37.5%

※参考：国税庁・関税庁「徴収報告書」、行政安全部「2024 地方税統計年鑑」 p.873

2 課税主体別税配分

広域自治団体と基礎自治団体の税配分は、特別市・広域市の地域と道の地域では異なっている。

(1) 道税と市・郡税

道税は、取得税、登録免許税、レジャー税、地方消費税、地方教育税、地域資源施設税の 6 税目である。

市・郡税は、住民税、財産税、自動車税、地方所得税、たばこ消費税の 5 税目である。

(2) 特別市・広域市税と自治区税

特別市・広域市税としては、取得税、レジャー税、たばこ消費税、地方消費税、住民税、地方所得税、自動車税、地域資源施設税、地方教育税の 9 税目である。

ただし、広域市税の場合、ソウル市と区税の体系は同一であるが、住民税の財産分、地方所得税の従業員分は自治区税であり、また財産税の課税特例分も区税である。自治区税は 登録免許税、財産税の 2 税目である。

3 税収構成

税収が最も多い税目は、一定の資産（不動産等）の取得に対して課税される取得税 246,952 億ウォン（構成比 22.3%）で、地方消費税 245,665 億ウォン（構成比 22.2%）、地方所得税 199,068 億ウォン（構成比 18.0%）、財産税 150,273 億ウォン（構成比 13.6%）、自動車税 76,419 億ウォン（構成比 6.9%）と続く。

〈図表 9-14〉 地方税目別団体類型別規模（2024 年度）（単位：億ウォン）

税目別		特別 広域 市税	特別 自治 市税	道税	特別 自治 道税	市税	郡税	自治 区税	構成比 (%)	
計		1,107,331 (1,124,058)	413,739 (430,466)	8,518	326,768	18,738	218,259	39,111	82,197	100.0
普通税	小計	1,008,813 (1,025,541)	370,684 (387,412)	7,873	278,160	17,063	214,771	38,651	81,610	91.1
	取得税	246,952	108,246	2,168	131,924	4,615	-	-	-	22.3
	登録免許税	19,651	302	147	10,446	323	-	-	8,433	1.8
	住民税	26,385	8,479	143	-	157	11,690	1,613	4,303	2.4
	財産税	150,273	18,593	1,081	-	2,008	59,487	7,887	61,217	13.6
	自動車税	76,419	31,179	602	-	1,200	36,553	6,884	-	6.9
	レジャー税	9,266	2,564	6	6,007	688	-	-	-	0.8
	たばこ消費税	35,135	13,375	175	-	608	17,416	3,562	-	3.2
	地方消費税	245,665	77,238	2,472	129,783	5,655	13,950	8,910	7,657	22.2
	地方所得税	199,068	110,708	1,079	-	1,809	75,676	9,795	-	18.0
目的税	小計	91,082	40,278	640	48,367	1,518	279	-	-	8.2
	地域資源施設税	19,786	8,036	160	11,109	203	279	-	-	1.8
	地方教育税	71,295	32,242	480	37,257	1,316	-	-	-	6.4
繰越 前年度	7,436	2,777	5	242	157	3,209	460	587	0.7	

※（ ）は総計予算基準であり、ソウル本庁と自治区間の共同課税の重複部分（16,727 億ウォン）をソウル本庁から控除したため純計との差がある。

※参考： 行政安全部「2024 年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」 P.54

第4節 韓国の故郷愛寄付制度

1 制度導入の背景と意義

韓国においては、地方の人口減少や財政の脆弱化、首都圏への人口集中及び及び地域間格差の拡大が深刻な課題となっており、2000年から2020年にかけて、非首都圏地域の人口は大幅に減少し、特に若年層の流出が顕著となっている。

これらの状況を踏まえ、地方財政を補完し、地域間の均衡ある発展を促進するために「故郷愛寄付制度(고향사랑기부제)」が2021年に開始された。

2 制度の法的根拠と運営体制

韓国におけるいわゆる「故郷愛寄付金制度」は、「故郷愛寄付金法」(2021年制定、2023年施行)に基づき運営されている。同制度では、寄付の主体は個人に限定されており、登録外国人も対象に含まれる一方、法人による寄付は認められていない。

寄付金の年間上限額は当初500万ウォンであったが、制度拡充に伴い2025年には2,000万ウォンへと引き上げられ、高額寄付層の参加が促進された。

寄付先は、寄付者の居住地以外の地方自治団体に限定されており、寄付金は各自治体が受け付ける。寄付者に対しては、寄付額の30%以内の返礼品の提供が認められており、あわせて税額控除の適用を受けることができる。返礼品制度は地域特産品等の需要喚起を通じて地域経済の活性化を図ることを目的としている。

寄付金は、住民福祉の向上、青少年育成、文化芸術振興、地域共同体の活性化などの公益的事業にも活用され、制度の透明性を確保する観点から、各自治体は寄付金の運用結果を公開することとされている。

<図表9-15> 法令(故郷愛寄附金法、租税特例制限法) 主要内容

法条	区分	主要内容
第4条	寄附主体及び対象	<ul style="list-style-type: none">・個人が対象(登録外国人を含む、法人は不可)・寄附限度額:年500万ウォン→2,000万ウォン(2025.1.1~)・住民登録上の居住地(基礎・広域自治体)を除く自治体への寄附が可能
第7条	寄附金の募集方法	<ul style="list-style-type: none">・マスメディアを活用した寄附金募集の広報が可能・禁止事項:個別訪問による勧誘、電話・通信による個別勧誘
第9条	返礼品の提供	<ul style="list-style-type: none">・地域経済活性化を目的とする・寄附金額の30%以内(施行令第5条)・返礼品選定委員会の設置
第11条	基金の設置	<ul style="list-style-type: none">・4分野の基金事業に活用

		・住民福祉、青少年育成、文化芸術、共同体活性化等・基金審議委員会を構成し運営
第 13 条	結果の公開	・寄附金の受付状況及び基金運用結果を公開
第 10 条・第 14 条・第 17 条	罰則事項	・寄附金強要、募集方法違反に対する処罰・機関：1 年以内の制限 ・公務員：3 年以下の懲役又は 3,000 万ウォン以下の罰金
第 58 条	税額控除	・10 万ウォン以下：100%控除 ・10 万ウォン超過分（16.5%）→ 10 万超～20 万ウォン：44%（2026.1～） ・特別災害地域への寄附は 10 万ウォン超過分 33%控除

3 日本のふるさと納税との比較

韓国の制度は、日本の「ふるさと納税」を参考に設計されたものである。

表面的には、両国の制度はいずれも「ふるさと」への寄附行為を支援する仕組みとして位置づけられており、返礼品制度を有するなど多くの共通点を有しているものの、居住地への寄附の可否、制度理念の法制化の有無、個人負担比率、国税・地方税の負担構造など、制度の細部においては相違点も少なくない。

日本では、2008 年に制度が導入され、個人に加えて法人による寄附も可能とされており、寄附額については下限が設けられているものの、上限は設定されていない。一方で、韓国の制度では、寄附額の上限が定められており、法人による寄附は認められていない。

返礼品については、両国とも寄附額の 30%以内とする上限が設定されており、併せて税制上の優遇措置が講じられている。ただし、日本では所得区分や扶養家族数等に応じて控除額が変動する仕組みとなっているのに対し、韓国では一律の控除率が適用されている点が異なる。

4 制度の運営実績

2023 年 1 月より制度が施行され、初年度（2023 年度）には約 650 億ウォンの寄付を達成。

2024 年には約 880 億ウォンへと増加し、寄付件数も 2023 年度の約 52 万件から 77 万件へと拡大した。

特に、20～30 代の若年層による寄付が大幅に増加し、認知度が広がっている。

自治体別では、区の寄付増加率が最も高く、非首都圏地域を中心に寄付が活発になっているものの、自治体間の寄付額には依然として大きな格差が存在しているという

指摘がある。

<図表 9-16> 募集状況（2023 年～2024 年）の比較

区分	2023 年	2024 年
寄附金額	650.2 億ウォン	879.3 億円（前年比約 35%増）
寄附件数	52 万 5,000 件	77 万 4,000 件（前年比約 47%増）
寄附金額別の動向	2024 年は高額寄附が減少し寄附規模は少口化（下表参照）	
年齢層別寄附動向	20～30 代の寄附者数が 2023 年比 69%増（+7.9 万人）	

<図表 9-17> 寄附金額別 件数（単位：件）

区分	2023 年	2024 年
合計	526,305	773,711
10 万ウォン未満	69,199	50,017
10 万ウォン	441,291	709,296
10 万～100 万ウォン未満	8,882	9,245
100 万～500 万ウォン未満	4,881	3,709
500 万ウォン	2,052	1,444

<図表 9-18> 年齢層別 寄附件数（単位：千件）

区分	2023 年	2024 年
19 歳以下	0.6	0.4
20 代	42.4	90.6
30 代	155.2	243.7
40 代	141.9	198.5
50 代	130.7	163.4
60 代	39.4	31.6
70 代	11.4	4.3
80 代以上	4.4	0.8

参考：行政安全部 報道資料（2023・2024）

5 制度の効果

寄附金は、首都圏住民による非首都圏自治体への寄附が増加しており、地域間の財政格差の是正に一定の効果を発揮している。2024 年には非首都圏住民から首都圏自治体への寄附が増加する動きもみられたが、全体としては非首都圏への資金流入が顕著であり、地方への資金循環を促進する効果が伺える。

<図表 9-19> 首都圏・非首都圏間の財政拡充効果

(単位：100 万ウォン)

区分	2023 年 非首都圏 (174 自治体)	2023 年 首都圏 (69 自治体)	2024 年 非首都圏 (174 自治体)	2024 年 首都圏 (69 自治体)
臨時的な税外収入（寄附金収入）発生額 (A)	57,906	7,160	78,311	9,493
地方税（地方所得税）収入減少額 (B)	2,430	2,097	3,535	3,405
移転財源（普通交付税又は一般調整交付金）収入減少額 (C)	8,390	478	12,853	726
制度運営経費 (D)	25,803	3,216	31,071	3,605
最終的な財政拡充水準【A-(B+C+D)】	21,283	1,370	30,851	1,758
自治体当たり平均	122	20	177	25
前年比増加率 (%)	—	—	45	28.3

参考：全栄俊（2025）発表資料より引用

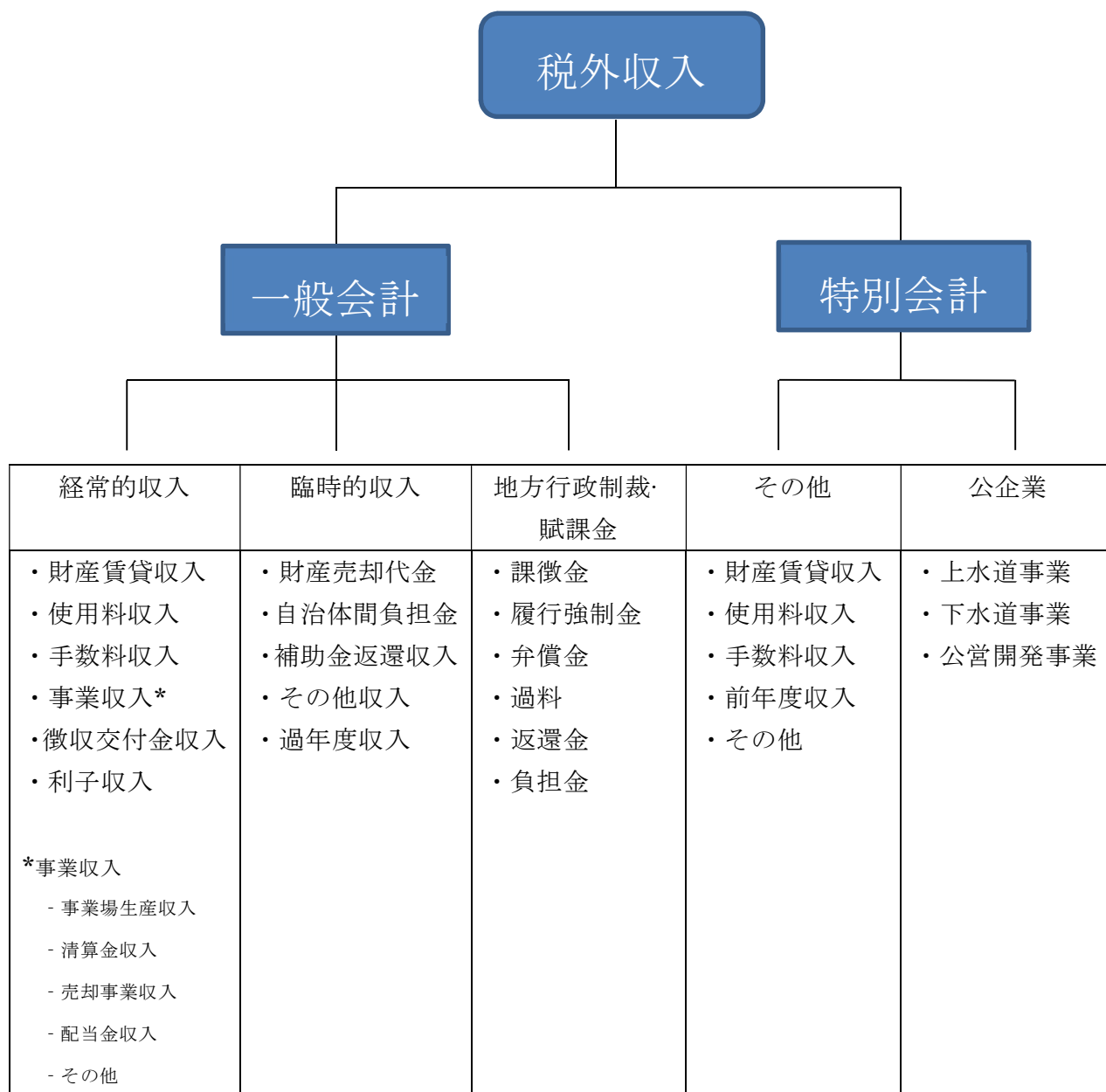
※2023 年データ：2024 年 1 月 9 日基準

※2024 年データ：2025 年 1 月 10 日基準

第5節 税外収入

税外収入は、一般会計において、財産賃貸収入、使用料収入、手数料収入、徴収交付金収入、事業収入、利子収入に整理されており、特別会計においては、事業収入、事業外収入ともに税外収入として整理されている。

〈図表 9-20〉 税外収入の体系



※2014年度から歳入科目の改編により、「剰余金」「前年度繰越金」「繰入金」「預託金及び預り金」「融資金元金収入」を歳入外収入（臨時的歳入外収入）から除外。

※2021年度から歳入外収入科目の改編により、地方行政制裁及び賦課金「款」を新設して分類。

税外収入(一般会計+特別会計)の団体別細目別規模は、図表9-21のとおりであり、2024年予算ベースで、構成比が高い項目は、使用料収入111,142億ウォン(構成比37.3%)、負担金収入30,099億ウォン(構成比10.1%)、事業収入21,336億ウォン(構成比7.2%)となっている。使用料収入や負担金収入(臨時的税外収入)に左右されやすい構造になっており、経常的税外収入の確保に工夫が必要である。図表9-22では、2020年度から増加し、2021年~2023年まではほぼ変わりなく推移しているものの、2024年度の税外収入は落ち込んでいる。

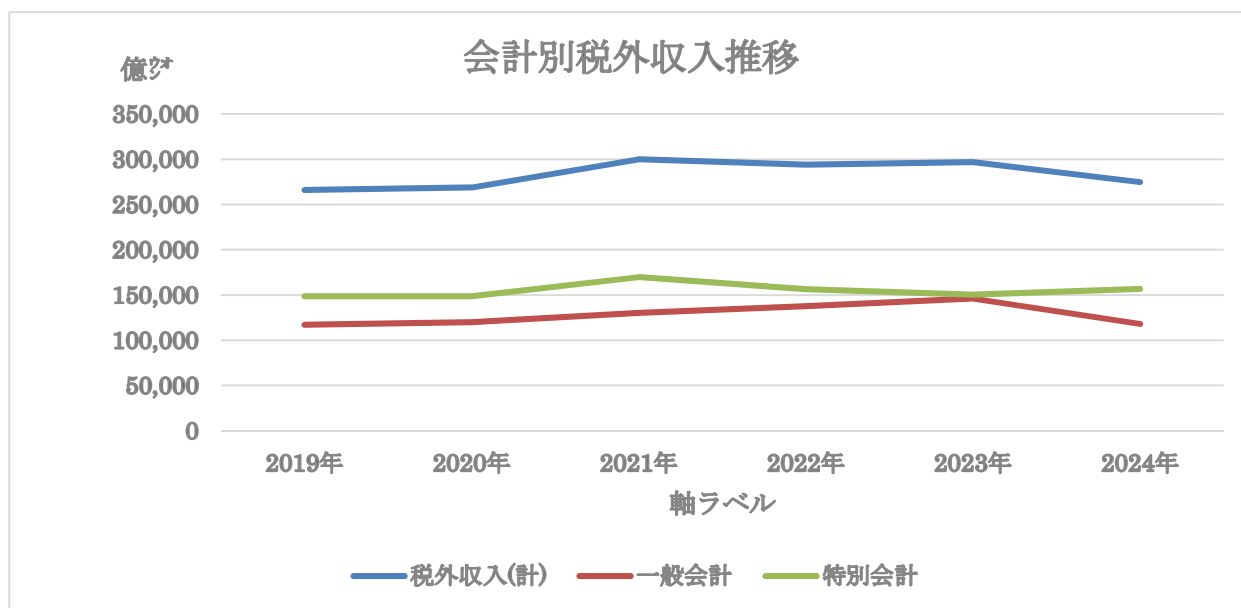
〈図表9-21〉一般会計税外収入団体別細目別規模(総計)

(単位:億ウォン)

目的別		団体								構成比 (%)
		計	特別 広域 市	特別 自治 市	道	特別 自治 道	市	郡	自治区	
計		297,918	98,174	1,795	21,333	5,331	110,643	24,759	35,882	100.0
経常的 税外 収入	小計	194,310	66,292	1,316	3,024	4,287	78,881	14,794	25,716	65.2
	財産賃貸収入	11,647	8,924	63	274	41	1,525	401	420	3.9
	使用料収入	111,142	42,170	938	648	2,187	51,590	7,286	6,322	37.3
	手数料収入	21,175	1,587	105	319	504	9,498	2,245	6,916	7.1
	事業収入	21,336	11,151	150	230	1,326	6,866	1,420	194	7.2
	徴収交付金 収入	16,587	332	20	802	92	4,924	861	9557	5.6
	利子収入	12,423	2,128	40	751	137	4,478	2,582	2,306	4.2
臨時的 税外 収入	小計	65,898	15,666	196	15,353	584	19,601	8,563	5,936	22.1
	財産売却収入	13,000	4,679	5	1,838	22	3,644	1,267	1,544	4.4
	負担金	11,710	773	9	9,574	-	1,045	283	26	3.9
	補助金返還 収入	4,633	2,695	10	739	-	640	494	55	1.6
	その他収入	26,787	5,494	142	2,301	290	10,060	6,147	2,353	9.0
	過年度収入	9,768	2,025	29	901	272	4,212	372	1,957	3.3
地方行政 制裁・ 賦課 金	小計	37,710	16,216	284	2,957	460	12,161	1,401	4,231	12.7
	過怠金	300	34	2	30	3	122	57	53	0.1
	履行強制金	1,264	1	3	-	16	412	81	751	0.4
	弁償金	337	99	1	3	4	42	8	179	0.1
	違反金/過料	5,652	207	48	54	170	2,490	263	2,420	1.9
	返還金	26	-	-	-	2	14	3	6	-
	負担金	30,099	15,873	230	2,869	264	9,065	986	813	10.1
	反則金	31	2	-	-	2	16	2	10	-

参考: 行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要(上)1-1」P.63

〈図表 9-22〉 会計別税外収入推移（2019～2024 推移）（純計）



(単位：億ウォン)

区分	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
税外収入(計)	266,003	268,967	300,162	294,063	296,771	275,113
一般会計	117,326	120,172	130,359	137,585	146,330	118,410
特別会計	148,677	148,677	148,677	148,677	148,677	148,677

※2022年までは決算額、2023年は最終予算額、2024年は当初予算額／純計基準
 参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.67

第6節 地方財政調整制度

1 中央政府の地方財政への財源移転

中央政府の地方財政への財源移転は、地方交付税、国庫補助金によって行われている。このうち、地方交付税が45.6%を占め（図表9-24）、5年前と比べ若干減少しているものの、重要な役割を果たしている。

〈図表9-23〉中央政府の地方財政への財源移転

区分	地方交付税	国庫補助金
根拠法令	地方交付税法	補助金管理に関する法律
財源構成	<ul style="list-style-type: none"> ▶内国税総額の19.24% (内訳)・普通交付税：97/100 ・特別交付税：3/100 ▶不動産交付税：総合不動産税全額 ▶消防安全交付税：タバコに課する個別消費税の45% 	国家の一般会計又は特別会計予算で計上
用途	<ul style="list-style-type: none"> ▶普通・不動産交付税：用途指定なく自治団体一般会計予算に使用 ▶特別交付税：用途指定・条件付与可能 ▶消防安全交付税：特殊需要は用途指定可能 －消防分野に交付税総額の74%以上使用を規定 	用途と条件が指定され、特定目的財源として運用
配分方法	<ul style="list-style-type: none"> ▶普通交付税：団体別に基準財政収入額と基準財政需要額を算定後、財政不足額を基準に算定・交付 ▶特別交付税：地域懸案、災難・安全管理、国家・地方協力需要事業について事業の妥当性等を総合的に審査して事業別に交付 ▶不動産交付税：財政条件、社会福祉、地域教育、保有税の規模等により算定・交付 ▶消防安全交付税：消防及び安全施設の現況と投資所要、災害予防及び安全強化の努力、財政条件等に応じて算定・交付 	所管部署別中長期事業計画等を考慮して毎年政府予算として決めるもの
性格	▶普通・不動産交付税：一般財源（自主財	特定目的財源（依存財

	源性格) ▶特別交付税：特別財源（自主財源性格） ▶消防安全交付税：一般・特別財源（自主財源性格）	源性格)
--	---	------

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.70

〈図表9-24〉2024年度中央政府移転財源の構成比 (単位：億ウォン)

区分	総計		地方交付税		国庫補助金	
		構成比	税	構成比	金	構成比
計	1,464,752	100.0%	667,593	45.6%	797,159	54.4%

※参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.70

2 地方交付税

(1) 目的

地方自治団体の行政運営に必要な財源を交付し、財政を調整することで地方行政の健全な発展を図ることが目的である。(地方交付税法第1条)

(2) 機能

ア 財源の均衡化（財政調整機能） イ 財源の補償（財源補償機能）

(3) 財源の性格

ア 地方自治団体の固有財源

国税として国家が代わりに徴収するが、合理的基準によって再配分するもので地方の固有財源的性格を持つ。

イ 地方の一般財源

地方交付税の使用目的は、地方自治団体の自主的な判断に任せてあり、国家がその使用目的を制限するような条件をつけるものではない。ただし、韓国においては、国は特別交付税の交付に際してその使途・要件を定めることができ、目的外使用等をする際には地方自治団体はあらかじめ行政安全部長官の承認を受けなければならない。

この点から、地方交付税は国庫補助金と根本的に違う性格を持っていて、地方税と同様、憲法で保障された地方自治の理念を実現させるための重要な一般財源である。

ウ 国家と地方の税源配分を補完

国家と地方間の税源不均衡を垂直的に調整し、税源配分を合理的に補完する。

(4) 地方交付税制度の沿革

1951年：臨時地方分与税制度として出発

- ・ 国税中、特定税目（地稅等）の一定率を交付（34.68%）

1959年：地方財政調整交付金制度運用

- ・ 国税中、特定税目（営業税等）の一定率を交付（40%）
- 1962年：地方交付税制度運用
- ・ 国税中、特定税目（営業税・酒税等）の一定率を交付（40%）
- 1969年：内国税総額の17.6%（普通16%、特別1.6%）法定率交付
- 1973年～1982年：「8.3措置」で法定率停止
- ・ 「経済の安定と成長に関する大統領緊急命令」
- 1983年以後：「8.3措置」廃止により、法定率復活
- ・ 内国税総額の13.27%法定率交付（普通10/11、特別1/11）
 - ・ 増額交付金制度新設
- 2000年：地方交付税法法定率上向き調整
- ・ 内国税総額の13.27%→15%
- 2005年：地方譲与金廃止に伴い、対象事業であった道路整備事業及び地域開発事業について地方交付税で交付することによる地方交付税法法定交付率上向き調整
- ・ 内国税総額の15%→18.3%
 - ・ 増額交付金制度廃止
- 同年：分権交付税、不動産交付税の新設に伴う地方交付税法法定交付率上向き調整
- ・ 内国税総額の18.3%→19.13%パーセント（普通96/100、特別4/100）
 - ・ 分権交付税、不動産交付税制度新設
- 2006年：地方交付税法法定率上向き調整
- ・ 内国税総額の19.13%→19.24%
 - ・ 分権交付税率上向き調整：内国税総額の0.83%→0.94%
- 2014年：地方交付税と特別交付税の割合変更（普通97/100、特別3/100）
- 2015年：分権交付税の廃止、消防安全交付税の新設
- ・ 2005年から2014年まで10年間の限時的に運用された分権交付税を廃止、消防安全交付税を新設
- 2020年：消防安全交付税率の上向き調整（タバコ個別消費税の20%→45%）
- ・ ただし、2020年度の適用は、18.75%（引上げ分25%ポイントの75%）
（2025年度の消防安全交付税率は、たばこ税別消費税の38.75%）
- 2020年～2025年：法定率の維持
- ・ 地方交付税法法定率は内国税総額の19.24%を維持 ・ 普通交付税と特別交付税の割合（普通97%、特別3%）も変更なし

〈図表 9-25〉 地方交付税交付額の年度別推移

(単位：百万ウォン)

年度別	計	普通交付税	特別交付税	分権交付税	不動産交付税	増額交付金	消 防 安 全 交 付 税
1997	6,798,732	6,142,666	614,266	—		41,800	
1998	7,039,226	6,353,842	635,384	—		50,000	
1999	6,710,770	5,782,518	578,252	—		350,000	
2000	8,266,546	7,468,678	746,868	—		51,000	
2001	12,288,992	11,119,539	1,111,953	—		57,500	
2002	12,259,400	10,884,910	1,088,490	—		286,000	
2003	14,910,674	12,238,522	1,223,852	—		1,448,300	
2004	14,469,054	13,012,867	1,301,287	—		154,900	
2005	19,877,485	17,927,570	711,566	845,381	392,968	—	
2006	21,461,392	18,691,488	743,396	1,006,508	1,020,000	—	
2007	25,196,900	21,316,202	852,759	1,138,733	1,889,206	—	
2008	31,915,852	25,795,852	1,039,411	1,378,423	3,702,166	—	
2009	28,612,280	23,032,062	924,254	1,230,542	3,425,422	—	
2010	28,048,335	24,679,136	992,880	1,318,672	1,057,647	—	
2011	30,919,734	27,274,652	1,101,027	1,457,548	1,086,507	—	
2012	34,186,188	30,191,425	1,257,977	1,615,433	1,121,353	—	
2013	35,724,592	31,558,105	1,314,921	1,688,560	1,163,006	—	
2014	35,698,190	31,884,524	986,119	1,688,437	1,139,110	—	
2015	34,888,072	32,176,185	987,407	—	1,140,400	—	314,080
2016	37,967,278	35,023,661	1,083,206	—	1,445,711	—	414,700
2017	44,363,917	41,032,266	1,269,038	—	1,549,126	—	513,487
2018	49,044,581	45,211,842	1,398,305	—	2,017,174	—	417,260
2019	57,709,283	52,602,827	1,626,892	—	2,942,062	—	537,502
2020	50,322,101	44,926,519	1,389,478	—	3,320,970	—	685,134
2021	59,169,926	51,331,840	1,587,583	—	5,215,345	—	1,035,158
2022	81,044,923	70,414,236	2,177,760	—	7,567,673	—	885,254
2023	67,529,747	59,519,727	2,062,534	—	4,960,858	—	986,628
2024	66,759,324	58,843,917	1,850,842	—	4,109,800	—	954,765

※2023年までは最終交付額、2024年は当初予算基準である。

※2004年までは普通交付税 10/11 (90.9%)、特別交付税 1/11 (9.09%) の割合であったが、2005年からは普通交付税 96%、特別交付税 4%に、2014年からは普通交付税 97%、特別交付税 3%に変更された。

※2005年以降、普通交付税に道路補全分 8,500 億ウォンが含まれていたが、2012年から普通交付税に統合された。

※分権交付税は、国庫補助 149 事業を地方に移管し、これに要する財源を合理的

に補填するため 2005 年度に導入され、149 事業を経常的需要と非経常的需要に区分して算定・交付した。

2010 年度に類似重複事業の統廃合など構造調整により、2011 年度には 90 事業を対象に算定・交付し、その後事業完了などにより 2014 年度には 86 事業を対象に算定・交付した。

しかし 2015 年度から分権交付税が廃止され、老人養護施設運営、障害者居住施設運営、精神療養施設運営、児童保護専門機関設置・運営の 4 事業は国家に還元された。交付税法定率（19.24%）は従来どおり維持された。

※参考：行政安全部『2024 年度 地方交付税算定解説』P.15

(5) 地方交付税の財源

ア 当該年度内国税総額の 19.24%相当額（地方交付税法第 4 条第 1 項）

内国税総額とは、国税中、目的税（教育税、交通税等）、総合不動産税、他の法律により特別会計の財源として使われる税目（酒税等）の金額を除外したもの

イ 総合不動産税（地方交付税法第 4 条第 2 項）

ウ 内国税清算額（地方交付税法第 5 条第 2 項）

政府追更予算（追加更正予算の略）のために内国税の増減がある場合地方交付税もこれを増減する。

エ 総合不動産税精算額（地方交付税法第 5 条第 3 項）

総合不動産税の予算額と決算額の差額による交付税の差額

オ タバコの個別消費税精算額（地方交付税法第 5 条第 3 項）

個別消費税によるタバコに賦課される個別消費税の総額の 45/100 相当額の予算額とその決算額の差額による交付税の差額

(6) 地方交付税の種類、財源及び交付（地方交付税法第 3 条、第 4 条、第 6 条）

ア 普通交付税：（内国税の 19.24%＋内国税清算額）× 97/100 相当額

地方自治団体間の財政力格差緩和のための一般財源として、毎年度基準財政収入額が基準財政需要額に達しない自治団体に対してその未達額（財政不足額）を基礎として交付する。

算定方法は公式的な統計、客観性がある資料を基礎にし、法令で定めた方式と手続きによって割り当てる。

イ 特別交付税：（内国税の 19.24%＋内国税清算額）× 3/100 相当額

普通交付税の算定方法で把握できない財政需要や年度中に発生した各種災害、公共福祉施設復旧等予測できない特別な災害需要の発生時に交付する。

ウ 不動産交付税：総合不動産税の総額＋総合不動産税精算額

不動産交付税の交付は、特別自治市・市・郡及び自治区は以下の基準と比重により算定した金額（地方交付税法施行令第 10 条の 3 第 1 項）

（ア）財政状況：50/100

（イ）社会福祉：20/100

（ウ）少子化対応：25/100

(エ) 不動産保有の規模：5/100

濟州特別自治道：不動産交付税総額の 18/1000

エ 消防安全交付税：タバコに賦課される個別消費税の総額の 45%

タバコに賦課される個別消費税の 45%を自治体の消防や安全施設の拡充、安全管理の強化などの支援のために交付（2015 年にたばこ価格引き上げと同時に導入）

(ア) 地方自治体の消防人員の運用、消防施設（消防装備を含む。以下同じ）の拡充及び消防安全管理の強化を目的とする場合は、「個別消費税法」に基づき、たばこに課される個別消費税総額の 40%以上に相当する金額を充当する。

(イ) 地方自治体の安全施設の拡充及び安全管理を目的とする場合は、「個別消費税法」に基づき、たばこに課される個別消費税総額の 5%以下に相当する金額を充当する。

(ウ) 消防安全交付税の交付基準は、地方自治体の消防人員、消防施設及び安全施設の現況、消防施設及び安全施設への投資需要、災害予防及び安全強化の努力、財政状況等を考慮して大統領令で規定。

(エ) ただし、ア) の金額のうち、「個別消費税法」に基づき、たばこに課される個別消費税総額の 25%に相当する部分は、消防人員の人件費に優先的に充当しなければならない。(改正 2019 年 12 月 10 日、2024 年 12 月 31 日)

〈図表 9-26〉 消防安全交付税の交付基準

区分	法的根拠	内容	配分基準
基本原則	地方交付税法 第9条の4 第1項	たばこに課される個別消費税総額の40%以上に相当する金額を、消防人員運用、消防施設（消防装備を含む）の拡充及び消防安全管理の強化のために充当	—
優先配分	地方交付税法 第9条の4 第2項（ただし書き）	上記金額のうち、個別消費税総額の25%に相当する部分は、消防人員の人件費に優先的に充当	25%（人件費優先）
残余財源の配分	同条第2項本文	優先配分後の残余財源を、次の基準により配分	下記の割合による

〈図表 9-27〉 残余財源の細部配分基準

評価項目	内容	反映割合	法的根拠
施設現況・投資需要	消防施設及び安全施設の現況並びに投資需要	40%	大統領令（交付基準）
災害予防・安全強化努力	災害予防及び安全強化の努力の程度	40%	同上
財政状況	地方自治体の財政状況	20%	同上
合計	—	100%	—

（7）普通交付税の算定

算定原則

毎年度基準収入額が、基準財政需要額に達しない自治団体に対し、その未達額を基準に交付する（地方交付税法第6条第1項）。

基準財政収入額の算定に当たっては基準税率（保財源率に相当）が地方税収入の80%に統一されている。

〈図表 9 - 28〉 地方交付税の算定方式

基準財政需要額	-	基準財政収入額	=	財政不足額	≒	普通交付税
(4 測定項目						
16 細項目		(地方税収入の 80%の基礎収入		↑		
+ 補正需要±		+ 補正収入±収入自助努力)		(調整率適用)		
需要自助努力)						
⇒ 各自治団体別財政不足額を基礎に調整率を適用して調整交付						

参考：行政安全部「2024 年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1 - 1」 P.73

自治区は、当該特別市又は広域市の基準財政需要額及び基準財政収入額に合算し算定して、これを当該特別市又は広域市に一括交付する（地方交付税法第 6 条第 1 項但し書き）。

※自治区を合算算定する理由

自治区は同様の基礎団体である市郡とは異なり、道路、上下水道、都市計画など 14 事務を自治区ではなく、市本庁で直接処理し、地方税運用も市税中心で自治区税は 2 税目に過ぎない。

これと同様に、所管事務と税制面で特例的な部分が多いため、地方自治法第 173 条の規定により、市税のうち取得、登録税の一定率を税源として別途の「自治区財源調整交付金制度」を運用する（機能及び配分方式が交付税制度と類似）。

都農複合形態の市の場合、洞地域に対しては市の算定基準を、邑面地域に対しては郡の算定基準を適用する（地方交付税法施行令第 4 条）。

(8) 基準財政需要額の算定

ア 基準財政需要額の意義

全ての地方自治団体が合理的で適正な基本行政水準を維持するとき必要とする基本的な財政需要で、各地方自治団体が実際に支出しようとする経費の実績値でなく、自治団体別の自然的・地理的・社会的諸般の条件に対応する合理的であり妥当な水準の「標準的な財政需要」を意味する。

イ 算定方法

$$\boxed{\text{基礎需要額} + \text{補正需要額} + \text{需要自助努力}}$$

ウ 基礎需要額

$$\boxed{\sum \text{測定項目別 (測定単位数値} \times \text{単位費用} \times \text{補正係数)}}$$

(ア) 測定項目

基準財政需要額を合理的に測定するために地方団体の一般会計歳出予算を機能別・性質別に分類設定した財政需要項目。

- ・ 経費別構成比率、代表性などを考慮して設定

※一般行政費、文化環境費、社会福祉費、社会保障費、地域経済費等 16 項目

の基礎需要額算定(地方交付税法施行令第5条第2項)

(イ) 測定単位

需要推定項目別地方財政需要を合理的・客観的に測定するための単位をいう。
測定項目別財政運営現況に対する説明力(相関関係)が一番高い単位を採択し採用する。

※人件費：公務員数、一般管理費：人口数、一般社会福祉費：人口数など 16
単位

(ウ) 単位費用

基準財政需要額を算定するための各測定単位別1単位当たり数値に適用される標準的な単価をいう。

同種自治団体の標準行政需要額を求めた後、該当測定単位数値で除した値とする。

※単位費用＝同種自治団体の測定項目別標準行政需要額の和／同種自治団体の測定項目別測定単位数値の和

(エ) 補正係数

基準財政需要額を、自治団体別環境要因を考慮せずに「測定単位数値×標準単位費用」だけで一律算定した場合、標準的な行政需要額より過多・過少算定された不合理な点が発生するため、自治団体の社会的・自然的条件の差による経費等の差を加減反映することをいう(地方交付税法施行規則第5条)

※補正係数＝当該団体の実需用単位費用(標準行政需要額／測定単位数値)
／同種団体の標準単位費用

エ 補正需要額

基礎需要額算定項目以外の法令規定等に定められた、別途追加需要額を反映する需要を算定(地方交付税法施行令第7条、第7条の2及び同法施行規則第5条)

(ア) 一般調整交付金：広域自治団体が基礎自治団体間の財政格差を是正するため交付する交付金である「調整交付金」総額の90/100から特別調整交付金を控除した額(地方財政法第29条及び施行令第36条)

(イ) 市・道税徴収交付金：広域自治団体に代わって基礎自治団体が行う税の徴収の対価として広域自治団体が税徴収金の3/100に該当する金額を基礎自治団体に交付するもの(地方税徴収法第17条及び施行令第24条)

(ウ) 場外発売所分レジャー税(市町村配分額需要)：「地方財政法」第29条第4項に基づき、都道府県知事は市町村が徴収した場外発売所分レジャー税の20%を、その場外発売所が所在する市町村にそれぞれ配分している。したがって、これを都道府県の補正需要に反映し、当該年度の配分額及びこれらの額の前々年度決算額精算分の80%を都道府県の補正需要に反映。

(エ) 統合団体財政需要補強：「地方自治分権及び地域均衡発展に関する特別法」第2条第18号による統合地方自治体に対し、統合前の普通交付税の水準

を維持するため、統合地方自治体の財政不足額が、廃止される各地方自治体ごとに算定した財政不足額の合計より少ない場合、その差額を統合後4年間の補正需要として反映するもの。

(オ) 世宗特別自治市の需要補正：世宗特別自治市の設置などに関する特別法第14条第2項及び地方交付税法施行令第7条の2第1項による地方交付税法については基準財政需要額と基準財政需要額の差額の25/100に該当する金額を基準財政需要額に追加し算定し、2013年から2026年までの13年間補正需要へ反映

(カ) 地方選挙関連経費：地方自治団体が負担する地方選挙関連経費

(キ) 地域均衡（特殊）需要及び人口減少地域需要新設：出生率の持続的な低下と首都圏の過密化に伴う地方の人口減少を超えて、地域消滅の危機が社会問題として浮上する中で、「地方自治分権及び地域均衡発展に関する特別法」において人口減少地域を新たに定義し、人口減少指数を活用して多様な方式で支援する政策が打ち出されている。これに歩調を合わせ、普通交付税にも2022年から人口減少指数を活用して補正する需要を新設し、2023年1月1日から施行された「人口減少地域支援特別法」第14条の趣旨に従い、2023年から人口減少地域の加重率を30%から50%へと引き上げた。

オ 自助努力：13項目反映

基準財政需要額（7種）	基準財政収入額（6種）
<ul style="list-style-type: none"> - 人件費健全運営 - 地方議会経費の節減 - 業務推進費の節減 - 行事祝祭性経費の節減 - 地方補助金の節減 - 予算執行努力 - 地方自治団体間協力 	<ul style="list-style-type: none"> - 地方税徴収率の引き上げ - 地方税滞納額の縮小 - 経常税外収入の拡充 - 税外収入滞納額の縮小 - 積極的な税源の発掘及び管理 - 地方税減免額の縮小

参考：地方交付税法施行規則第8条関連「別表6」（2025. 12.31 改正）

(9) 基準財政収入額の算定

ア 基準財政収入額の意義

『基準財政需要額』に対応する概念として各自治団体の財政収入を合理的に測定するために一定の方法によって算定する金額である。

依存収入、臨時的収入、特定目的のための収入等は普遍的収入ではないため安定的な財政支援のための算定対象から除外する。

イ 算定方法

$$\boxed{\text{基礎収入額}} + \boxed{\text{補正収入額}} + \boxed{\text{収入自助努力}}$$

ウ 基礎収入額

地方税のうち当該年度普通税推計額（取得税、登録免許税、レジャー税、財産

税、タバコ消費税、住民税、地方所得税、地方消費税、自動車税を対象に推計)の80%

※ 基準税率を80%にする理由

自治団体別行政運営に必要な余裕財源保障及び地方税徴収努力等自主収入増大意欲を高めるため(一種のインセンティブ付与システム)

エ 補正収入額

基準財政収入額の補正対象及び反映比率(地方交付税法施行令第8条、同法施行規則第7条)

a 地方税決算額精算分の80%

b 一般調整交付金前々年度決算額生産額の80%(市・郡)

c 市・道税徴収交付金:前々年度決算額生産額の80%(市・郡)

d 税外収入中、使用料・手数料・財産賃貸及び利子収入並びにそれらの決算精算分の80%

e 不動産交付税収入額及び前々年度決算額精算分の80%

f 地方消費税財源として造成された地域共生発展基金から配分された収入額等の前々年度精算分の80%

g 場外発売所分レジャー税配分額の80%

オ 収入自助努力算定金額:7項目を反映((8)オの表参照)

(10) 地方交付税の配分

基準財政収入額が基準財政需要額に達しない自治団体に対し、その未達額(財源不足額)を基礎に交付する。

財源不足額が当該年度普通交付税総額を超過する場合、調整率を適用し交付する(地方交付税法施行規則第3条)。

$$\text{普通交付税} = \text{財政不足額} \times \text{調整率}$$

※調整率 = 普通交付税総額 / 財政不足額が発生した団体の財政不足額の総額

(11) 不交付団体(2024年)

基準財政収入が基準財政需要を超過する場合不交付となる。

広域団体(2):ソウル、京畿

基礎団体(2):城南、華城

〈図表 9-29〉 団体別交付・不交付団体数現況（2024 年度）

（単位：個）

区分	団体数			備考（不交付団体）
	計	交付	不交付	
計	174	170	4	
特別市	1	—	1	ソウル
広域市	6	6	—	
特別自治市	1	1	—	
道	7	6	1	京畿
特別自治道	2	2	—	
市	75	73	2	城南、華城
郡	82	82	—	

※自治区（69 個）は特別・広域市本庁へ合算して算定、済州特別自治道は普通交付税財源の 3%を定額交付

※2022 年度不交付団体（8 団体）：ソウル、京畿/ 城南、華城、水原、龍仁、利川、河南

※2023 年度、2024 年度 不交付団体（4 団体）：ソウル、京畿/ 城南、華城

参考：行政安全部「2024 年度地方交付税算定解説」p. 24

〈図表 9-30〉 2024 年普通交付税の算定結果

（単位：億ウォン）

区分	基準財政需要額	基準財政需要額	財政不足額	交付税算定額	備考（交付団体）
計（174） （不交付含む）	1,427,691 (1,767,369)	656,924 (1,023,112)	770,767	596,149 (598,439)	170
特・広域市(8)	303,779	207,893	95,886	71,929	7
道(8)	221,808	113,719	108,089	81,083	7
市(75)	577,955	270,988	306,967	230,273	73
郡(82)	324,148	64,323	259,825	194,909	82
済州(1)	3%定率交付			17,953	1
不交付団体(4)	分権交付税補填分			2,291	

※（括弧内には不交付団体を含む。） 交付税算定額には、算定後に反映される減額・インセンティブ・補填分、不交付団体に対する分権交付税補填分は含まれていない。また、済州特別自治道は普通交付税財源の 3%を交付するため、基準財政需要・収入額は別途算定されないが、普通交付税交付団体には含まれる。

参考：行政安全部「2024 年度地方交付税算定解説」p.114

(12) 特別交付税の運用

ア 需要区分、配分比率と交付時期（地方交付税法第9条）

〈図表9-31〉特別地方交付税の交付時期

	配分比率	交付時期
地域懸案需要	特別交付税額の40%	当該需要が発生したとき毎
災難安全対策 需要	特別交付税額の50%	当該災害が発生したとき毎
中央地方協力 需要	特別交付税額の10%	当該需要が発生したとき毎

イ 交付対象

(ア) 地域懸案需要

国家的行事、地方公共施設の設置などにより特別な財政需要がある場合に交付する。

例) 道路橋梁、上下水道等地域懸案事業費支援

(イ) 災難安全対策需要

各種災害などにより必要となる地方費負担分を支弁する必要がある場合に交付する。

例) 年度中 各種災害発生時復旧対策費等支援及び予防事業など

(ウ) 中央地方協力事業需要

a 国の行事、国の奨励事業、国と自治体間の至急な協力が必要な事業、地域の重点施策又は地方行政及び財政運用に優秀な自治体への財政支援などの特別の財政需要が発生した場合交付する。

ウ 運営方法

自治団体の長の申請、又は行政安全部長官が必要と認める場合に交付する（地方交付税法第9条2項）。使用に関して条件の付与、用途の制限が可能であり、交付目的に違反した時は、特別交付税の返還又は減額措置を行う（地方交付税法第9条4項、第11条第3項）。

(13) 不動産交付税

ア 導入経緯

不動産税制改編で増加する総合不動産税の税込額を地方自治団体に交付することによって、財産税と取引税の税込額減少分を補填して地方財政拡充財源として使用させるために、総合不動産税を財源として2005年に新設された。

イ 制度概要

(ア) 財源

「総合不動産税法」による総合不動産税総額及びその精算額（地方交付税法第4条第3項）

(イ) 交付

不動産交付税は地方自治団体に全額交付しなければならない（地方交付税

法第9条の3第1項)

(ウ) 交付基準

不動産税制改変に伴う地方自治団体の税収減少分（財産税減少分及び取引税減少分）を基礎として算定するものであるが、財政条件、地方税運営状況等を考慮する。当該年度の不動産交付税総額が自治団体別税収減少分の合計よりも少ない場合には、財産税減少分をまず交付して、残りは取引税減少分比率により分けて交付する。また、不動産交付税総額が自治団体別税収減少分の合計よりも多い場合には、税収減少分を交付した残額を、財政条件（50/100）、社会福祉（20/100）、少子化対応（25/100）、不動産保有税規模（5/100）により、特別自治道及び市・郡・自治区別に分けて交付する。ただし、济州特別自治道に対しては、これによらず残額総額の18/1000で算定した額を交付する（地方交付税法第9条の3第2項、地方交付税法施行令第10条の3）

2010年には市道税(広域税)である地方消費税の導入により、財産税減少分及び取引税減少分の補填を廃止し、全額を均衡財源として特別自治市・市・郡・自治区及び特別自治道に交付している。

(14) 不当交付税の是正

ア 算定資料の誇張・虚偽記載の場合

自治団体が交付税算定資料を誇張又は虚偽記載し、不当に交付税を受けた場合、又は受けようとした場合には、行政安全部長官は、正当に受けることができる金額を超過した部分の返還を命じ、又は不当に受けようとした金額を減額することができる（地方交付税法第11条第1項）。

イ 経費の過多支出・収入徴収怠慢の場合

自治団体が法令の規定に違反し、著しく過大な経費を支出したとき、又は確保しなければならない収入の徴収を怠慢したときには、行政安全部長官は、当該団体に交付する交付税の減額、又は既に交付した交付税の一部返還を命じることができる（地方交付税法第11条第2項）。

ウ 異議申請

普通交付税の決定通知を受けた場合に当該交付税算定基礎などに異議があるときには通知を受けた日から30日以内に異議申し立てをすることができる。

異議申請を受けた行政安全部長官は30日以内にこれを審査し、その結果を通知すること（地方交付税法第13条第2項）

異議申請が妥当であると認定する場合、次の交付税算定時に加算又は減額すること（地方交付税法施行令第14条）

(15) インセンティブ制及び減額制運営

ア インセンティブ制の運営

(ア) 目的

自治団体の経常経費節約、税収増大など自助努力と責務を果たした程度を

普通交付税（基準財政需要額及び基準財政収入額）算定時反映させて地方財政運営の健全化の誘導（根拠：地方交付税法施行規則第8条の3）

(イ) 適用対象項目（地方交付法施行規則別表6）

基準財政需要・収入額算定項目のうち自助努力が望まれる項目として客観的基準によって反映可能項目対象（現在16種）

〈図表9-32〉インセンティブ制の項目と年度別運用状況

基準財政需要額（7種）	基準財政収入額（6種）
<ul style="list-style-type: none"> - 人件費健全運営 - 地方議会経費の節減 - 業務推進費の節減 - 行事祝祭性経費の節減 - 地方補助金の節減 - 予算執行努力 - 地方自治団体間協力 	<ul style="list-style-type: none"> - 地方税徴収率の引き上げ - 地方税滞納額の縮小 - 経常税外収入の拡充 - 税外収入滞納額の縮小 - 積極的な税源の発掘及び管理 - 地方税減免額の縮小

(ウ) 運営方法

算定項目別自助努力の程度を関連統計によって客観化（算出公式により算定）、基準財政需要・収入額に加減反映

イ 減額制の運営

(ア) 推進背景（目的）

違法な予算編成・支出、確保しなければならない収入の徴収怠慢など不健全財政運営をする地方自治団体に対して、その結果を地方交付税算定時反映（減額）し、地方財政運営の健全性と責任制を確保するもの（地方交付税法第11条第2項）。

(イ) 減額適用対象及び減額基準（地方交付税法施行令第12条）（以下、例示）

- a 地方債発行未承認事業予算編成・支出－支出金額の10/100以内
- b 投・融資未審査事業予算編成・支出－支出金額の10/100以内
- c 予算編成基準に違反した予算編成・支出－支出金額以内
- d 監査結果違法な経費の過大支出・収入徴収怠慢－支出金額・未徴収金額以内

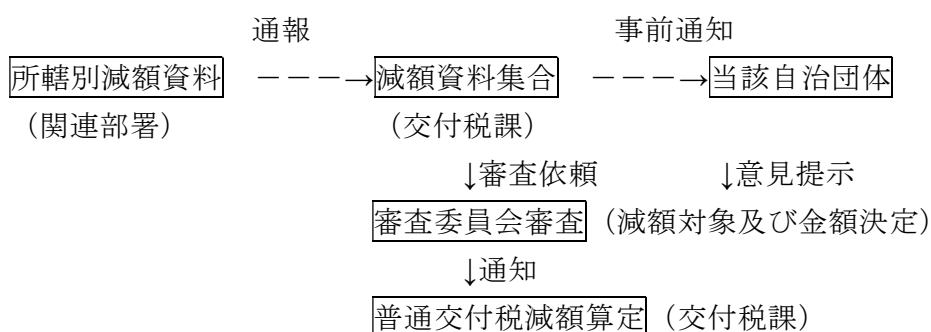
ウ 運営方法

(ア) 関連部署、監査部署などで具体的に確認・通報した違法行為対象

- ・ 減額対象金額は「地方交付税調定審査委員会」で審査決定

(イ) 審査委員会の決定金額を土台に翌年度当該団体に交付する普通交付税を減額算定

〈図表 9-33〉 減額制の運営の流れ



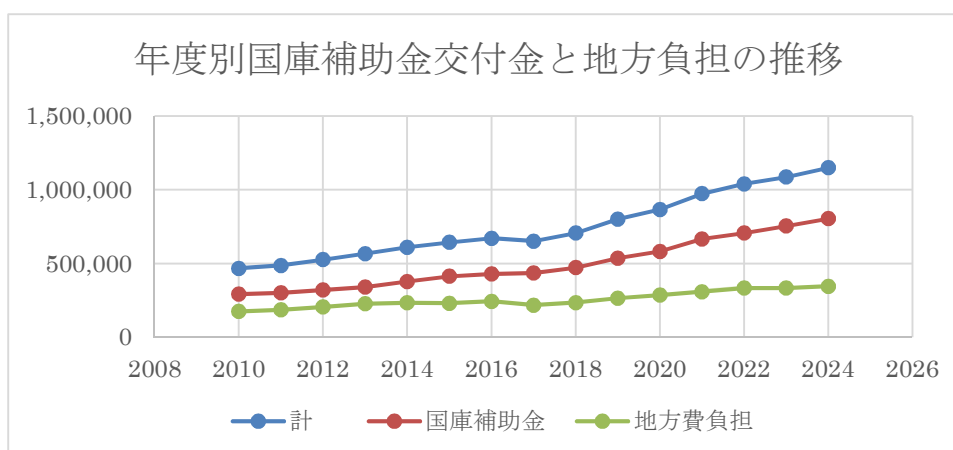
3 国庫補助金

韓国の国庫補助金とは、日本の国庫負担金、国庫委託金、国庫補助金をまとめたものであり、すなわち日本でいう国庫支出金に相当する。

〈図表 9-34〉 国庫補助金交付額と地方負担の推移 (単位：億ウォン、%)

区分	2020	構成比	2021	構成比	2022	構成比	2023	構成比	2024	構成比
国庫補助事業	867,050 (883,660)	100.0 (100.0)	974,594 (992,990)	100.0 (100.0)	1,040,695 (1,060,063)	100.0 (100.0)	1,087,455 (1,108,362)	100.0 (100.0)	1,149,862 (1,168,731)	100.0 (100.0)
国庫補助金	581,492 (581,492)	67.1 (65.8)	666,580 (666,580)	68.4 (67.1)	707,355 (707,355)	68.0 (66.7)	754,282 (754,282)	69.4 (68.1)	805,157 (805,157)	70.0 (68.9)
地方費負担	285,558 (302,168)	32.9 (34.2)	308,014 (326,410)	31.6 (32.9)	333,340 (352,708)	32.0 (33.3)	333,173 (354,080)	30.6 (31.9)	344,704 (363,574)	30.0 (31.1)

〈図表 9-35〉 年度別国庫補助金交付額と地方負担の推移（単位：億ウォン、%）



年度別	計	国庫補助金	地方費負担	その他
2010	467,410	292,186	175,224	—
2011	486,182	300,883	185,299	—
2012	526,125	320,606	205,519	—
2013	567,164	340,347	226,817	—
2014	610,786	377,463	233,323	—
2015	644,322	414,078	230,244	
2016	671,375	428,646	242,729	
2017	652,044	434,869	217,175	
2018	706,631	472,042	234,589	
2019	800,992	535,994	264,998	
2020	867,050	581,492	285,558	
2021	974,594	666,580	308,014	
2022	1,040,695	707,355	333,340	
2023	1,087,455	754,282	333,173	
2024	1,149,862	805,157	344,704	—

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」 P. 82

〈図表 9-36〉 2024 年度国庫補助金国家予算確定額（単位：億ウォン）

部処別	計	一般会計	国家均衡発展 特別会計	その他特別会 計	基金
計	892,667	619,904	100,149	82,368	90,246
大法院	142	142	—	—	—
企画財政部	6,342	—	—	—	6,342
教育部	5,262	1,677	3,585		
科学技術情報通信部	1,197	40	1,157	—	—
外交部	222	117	—	—	105
統一部	70	70	—	—	—
法務部	372				372
国防部	1	—	—	—	1
行政安全部	24,553	8,008	16,545	—	—
文化体育観光部	12,061	1,629	3,142	220	7,070
農林畜産食品部	55,169	—	7,931	14,146	33,092
産業通産資源部	7,196	275	3,929	478	2,514
保健福祉部	584,014	555,064	16,644	—	12,306
環境部	76,361	3,687	18,913	46,318	7,443
雇用労働部	2,504	791	1,712	—	—
女性家族部	14,491	4,857	825	—	8,809
国土交通部	69,805	29,520	17,429	11,372	11,484
海洋水産部	10,362	997	4,205	4,959	201
中小ベンチャー企業部	1,473	45 82	1,405	—	23
国家報勲処	105	82	23	—	—
食品医薬品安全処	744	706	38	—	—
警察庁	67	18	49	—	—
消防庁	237	237	—	—	—
文化財庁	6,524	6,041	—	—	483
農村振興庁	2,223	1,332	847	44	—
山林庁	10,945	4348	1,770	4,827	
疾病管理庁	171	171	—	—	—
行複(行政中心複合都 市建設)庁	4	—	—	4	—
防衛事業庁	23	23	—	—	—
セマンダム開発庁	22	22	—	—	—
真実・和解のための 過去事整理委員会	5	5	—	—	—

※2024 年度の中央部処確定額基準

※国の部処別には、保健福祉部、環境部、農林部、国土交通部からの国庫補助金額の規模が大きい。

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.81

4 地域均衡発展特別会計

(1) 地域均衡発展特別会計の設置の趣旨

ア 「国家均衡発展特別法」を制定（2004年4月施行）し、従来の地方譲与金及び地域発展関連国庫補助事業などを「均衡発展特別会計」に統合し、2005年より運営（2004年度基準 155事業 約5兆円）。

イ 地域の特性と優先順位を最大限に反映して地方自治団体主導の元に体系的に地域発展戦略を推進

ウ 以降法律の改正により広域・地域発展特別会計（2010～14年）、地域発展特別会計（2010～14年）、均衡発展特別会計（2019年～）、さらに地域均衡発展特別会計（2023年～）に改編して運営中

(2) 地域均衡発展特別会計の構成及び規模

均衡発展特別会計は国家均衡発展計画の推進を財政的に支援し、地域の特性と優先順位により、地域開発及び地域革新のための事業を効率的に推進するために設置された会計である。会計は、当初は地域開発事業勘定、地域革新勘定及び済州勘定の3つで構成されたが、地域自律勘定、地域支援勘定、世宗特別自治市勘定及び済州特別自治道勘定（図9-31）に変更され、主な年度別の予算規模は図9-30のとおりである。なお、2022年度には予算総額10.9兆ウォン、地域自律勘定は2.3兆ウォン、地域支援勘定は8.2兆ウォンとなった。その後、2023年度の地域均衡発展特別会計の予算は11.7兆ウォン、そのうち地域自律勘定は2.4兆ウォン、地域支援勘定は9兆ウォンとなっている。また、この会計の予算執行に際しては、自治体の自律性を高めるため、市道自律編成事業の場合地域の一般的開発においては各市、道自ら支出限度内での自律的な予算編成が可能である。市、郡、区自律編成事業は成長促進地域などの市、郡、区関連の基盤構築事業として当該の市、郡、区が支出限度（継続需要）内での自律的な予算編成が可能である。

〈図表 9-37〉 均衡発展特別会計の構成

勘定 編成方式		地域自律勘定	地域支援 勘定	世宗特別自治市勘定	済州特別自治道 勘定
自治 体 自 律 編 成	市・ 道	1) 市・道 自律編成	—	3) 市・道、市・郡・区自律 編成	4) 市・道, 市・郡・ 区自律編成
	市・ 郡・ 区	2) 市・郡・区 自律編成	—	— 市・郡・区基盤構築事業など を含む	— 市・郡・区基盤構築事 業などを含む
部処直接 編成		-	6) 部処 直接編成	7) 部処直接編成	8) 部処直接編 成

〈図表 9-38〉 地域均衡発展特別会計の規模

(単位: 兆ウォン)

区分	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
地域自律 勘定	4.5	4.6	4.7	5.2	5.5	2.3	2.5	2.3	2.4
地域支援 勘定	5.4	4.9	4.7	4.3	4.8	6.6	7.5	8.2	9.0
済州・ 世宗特別自 治勘定	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
総計	10.4	10.0	9.8	9.9	10.7	9.2	10.3	10.9	11.7

参考: 「国家均衡発展総合情報システム (NABIS)」

<http://www.nabis.go.kr/contentsDetailView.do?menucd=143&menuFlag=Y>

5 広域自治団体から基礎自治団体への財源移転

市・道費補助金、調整交付金によって広域自治団体から基礎自治団体への財源移転が行われており、一つの財政調整の役割を果たしている。特別市と自治区間では調整交付金の方が、広域市の郡と自治区は市・道費補助金がより多く、道と市間では、調整交付金、道と郡間では市・道費補助金の方がより多くなっている (図表 9-40 参照)。

(図表 9-39) 広域自治団体から基礎自治団体への財源移転

区分	市・道費補助金	自治区調整交付金	市・郡調整交付金	
根拠法令	<p>○地方財政法第 23 条第 2 項</p> <p>—『市・道は施策上必要があると認められるとき、又は市・郡及び自治区の財政上特に必要であると認められるときは、予算の範囲内において市・郡及び自治区に補助金を交付することができる。』</p> <p>○地方財政法施行令第 29 条『補助金等に対する交付申請・交付決定及び使用などに関する基本的な事項は当該地方自治団体の条例で定める。』</p>	<p>○地方財政法第 29 条の 2</p> <p>—特別広域市長は、大統領令の定める基準により普通税の収入の一定額を調整交付金として確保し、条例が定めるところにより当該管轄区域内の自治区相互間の財政力の格差を調整しなければならない。</p> <p>○地方財政法施行令第 36 条の 2</p> <p>—法第 29 条の 2 により調整交付金の財源は特別市・広域市の市税中『地方税基本法』第 8 条第 1 項第 1 号の各目による普通税(広域市は『地方税法』第 7 条第 3 節の住民税の財産分及び第 4 節の住民税の従業員分は除外)にし、交付金の交付率算定方法及び交付時期などは特別広域市の条例で定める。</p>	<p>○地方財政法第 29 条</p> <p>—『市・道知事(特別市長を除く)は市・郡で徴収した広域市税・道税、地方消費税の 27%に該当する金額を管轄市郡間の財政力の格差を調整するための調整交付金の財源として確保しなければならない。</p> <p>○地方財政法施行令第 36 条</p> <p>—一般財政補填金の配分時 50%は人口数、20%は徴税実績、30%は財政力を基準に配分</p>	
財源	<p>○市・道の一般会計又は特別会計</p>	<p>○特別市・広域市の普通税のうち条例で定める一定額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>ソウル 22.6%、釜山 23.0%、大邱 22.29%、仁川 20.0%、光州 23.9%、大田 23.0%、蔚山 20.0%</td> </tr> </table> <p>○一般調整交付金(90%)と特別交付金(10%)で運用</p>	ソウル 22.6%、釜山 23.0%、大邱 22.29%、仁川 20.0%、光州 23.9%、大田 23.0%、蔚山 20.0%	<p>○広域市税・道税(火力・原子力発電・特定不動産のための地域資源施設税及び地方教育税を除く)総額及び地方消費税の 27%(人口 50 万以上の市と自治区でない区を設置している市の場合には 47%)に相当する金額</p> <p>左同</p>
ソウル 22.6%、釜山 23.0%、大邱 22.29%、仁川 20.0%、光州 23.9%、大田 23.0%、蔚山 20.0%				
用途	<p>○特定の支援対象事業財政需要充当(用途指定)</p>	<p>○一般調整交付金は用途指定なく基礎自治団体の一般財源として使用</p>	<p>左同</p>	

		○特別調整交付金は交付時に賦課された条件や目的に合わせて使用	
配分方法	支援事業別事業優先順位などによって支援	○基礎自治団体別基準財政収入額と基準財政需要額を分析した後、財政不足額を基準に包括配分	○人口、徴収実績、当該市・郡の財政力で定める基準により配分

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.86

〈図表9-40〉2024年度広域自治団体から基礎自治団体への財源移転（総計）

（単位：億ウォン、%）

区分	計	構成比	市・道費補助金	構成比	調整交付金	構成比
総計	365,897	100.0	230,958	100.0	134,940	100.0
特別自治区	76,811	21.0	40,655	17.6	36,156	26.8
広域市	小計	84,784	55,151	23.9	29,633	22.0
	郡	7,052	5,441	2.4	1,611	1.2
	自治区	77,732	49,710	21.5	28,022	20.8
道	小計	204,302	135,152	58.5	69,150	51.2
	市	149,196	93,330	40.4	55,866	41.4
	郡	55,106	41,822	18.1	13,284	9.8

※市・郡・区の予算編成の基準

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.87

第7節 地方債制度

1 地方債の意義と現況

地方自治団体が財政収入の不足を補うため、課税権を実質的な担保として資金調達によって負担する債務である。証書借入又は証券発行の形式をとる。

なお、韓国の地方財政では、均衡予算の原則が強く維持されており、地方債の発行割合は高くない（一般会計の地方債依存率は1999年の5.3%をピークに低下し、2018年は0.8%、その後2020年には2.2%まで増加したものの、2024年には1.4%まで減少）した。

〈図表9-41〉年度別地方債発行推移（純計規模）

（単位：億ウォン、%）

年度別	総規模			一般会計			特別会計		
	総規模	地方債	依存率	規模	地方債	依存率	規模	地方債	依存率
2008	1,444,536	37,382	2.6	1,153,125	7,901	0.7	291,410	29,481	10.1
2009	1,567,029	97,817	6.2	1,257,759	57,468	4.6	309,270	40,349	13.0
2010	1,497,797	56,270	3.8	1,218,960	20,432	1.7	278,837	35,838	12.9
2011	1,562,568	64,783	4.1	1,276,740	31,199	2.4	285,828	33,584	11.7
2012	1,670,153	40,324	2.4	1,366,855	6,215	0.5	303,298	34,109	11.2
2013	1,769,920	79,410	4.5	1,454,339	44,094	3	315,582	95,316	11.2
2014	1,808,754	49,120	2.7	1,492,245	10,184	0.7	316,510	38,936	12.3
2015	1,999,764	55,515	2.8	1,648,015	12,596	0.8	351,749	42,919	12.2
2106	2,147,816	40,573	1.9	1,767,011	7,503	0.4	380,805	33,070	8.7
2017	2,279,676	24,176	1.1	1,937,790	8,528	0.4	341,886	15,648	4.6
2018	2,431,210	20,631	0.8	2,064,893	9,479	0.5	366,317	11,152	3
2019	2,720,533	40,316	1.5	2,322,341	12,738	0.5	398,192	27,578	6.9
2020	3,061,095	68,026	2.2	2,642,072	33,575	1.3	419,023	34,451	8.2
2021	3,275,869	65,332	2.0	2,857,702	37,194	1.3	418,166	28,138	6.7
2022	3,515,950	37,202	1.1	3,130,393	17,791	0.6	385,557	19,411	5.0
2023	3,380,044	31,868	0.9	2,994,811	12,396	0.4	385,232	19,472	5.1
2024	3,100,818	42,719	1.4	2,737,003	22,769	0.8	363,815	19,950	5.5

注) 2023年までは最終予算額, 2024年は当初予算額である。

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P. 90

〈図表 9 - 42〉 地方債現況（会計別）（2022 年度決算基準、純系）

（単位：億ウォン）

区分	計	一般会計	その他特別会計	公企業特別会計	基金
総計	381,672 (100.0%)	103,657 (78.2%)	135,118 (35.4%)	2,281 (0.6%)	140,616 (36.8%)
ソウル	118,980	342	112,138		6,500
釜山	31,660	17,103	10,647	0	3,910
大邱	23,837	8,274	3,082	750	11,730
仁川	20,496	9,460	3,113	65	7,858
光州	14,365	9,466	0	26	4,874
大田	10,043	5,582	314	0	4,147
蔚山	9,741	2,732	500		6,510
世宗	3,695	1,147	442	0	2,106
京畿	39,674	8,346	2,247	0	29,080
江原	13,517	3,671	354	90	9,402
忠北	10,098	1,301	80	50	8,667
忠南	13,769	6,820	77	0	6,872
全北	8,981	2,702	172	30	6,077
全南	14,729	2,154	0	0	12,575
慶北	16,386	3,640	367	89	12,291
慶南	18,735	11,648	1,551	365	5,171
済州	12,965	9,269	33	817	2,846

※市道別の現況は、市道本庁及び市・郡・区を含み、債務負担行為額ならびに保証債務履行責任額は除外する

参考：行政安全部「2024 年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」 P. 90

2 法的根拠

- (1) 地方自治法第 139 条、地方財政法第 11 条・第 44 条、地方財政法施行令第 7 条から第 26 条、地方債発行基準等

— 限度額は自治団体の財政状況、財政規模等を考慮して大統領令により決定（大統領令では行政安全部長官に委任）

- (2) 限度額の範囲内で地方議会の議決を得て地方債を発行

- (3) 限度額を超過する場合、行政安全部長官の承認を受けて範囲内で地方議会の議決を得て地方債を発行

※外債の場合は、限度額範囲内でも地方議会の議決を得る前に行政安全部長官の承認を得る。

3 発行基準（2024年度地方債発行計画樹立基準より）

（1）限度額に含まれる行為

ア 地方債発行

※地方公企業法第19条の規定により地方開発のための基金の造成のために発行する地方債を除外

※起債条件を悪化（償還年限の延長、利率の上昇等）させない借換債の場合を除外

イ 債務負担行為額

※社会基盤施設に係る民間投資法第4条第2号の規定による民間投資事業（BTL）は債務負担行為ではないとされ、除外

ウ 債務負担行為額中、債務者の破産等により地方自治団体が債務履行の責任を負う金額 ※偶発債務（不確定債務）から確定債務に転換

（2）地方債発行基準（核心要件）

地方債の発行は以下の核心要件を満たす場合に限り可能である。

ア 法定の発行目的に該当すること

地方財政法第11条第1項に定める事業（投資的事業、災害復旧、緊急財政需要、既発債の借換え等）に限り、地方債の発行が可能である。

イ 地方債発行限度額の範囲内であること

地方債の発行は、法令に基づき算定された発行限度額の範囲内で行わなければならない。

ウ 地方議会の議決を得ること

地方債の発行に当たっては、原則として地方議会の議決を経る必要がある。

（3）発行手続・特例など

以下の事項は発行基準そのものではなく、発行に関する手続又は特例として整理される。

ア 外債発行に係る承認手続

外債を発行する場合は、限度額の範囲内であっても、地方議会の議決前に行政安全全部長官の承認を得なければならない。

イ 济州特別自治道に対する特例

济州特別自治道については、地方財政法第11条の規定にかかわらず、道議会の議決を経て限度額の範囲外での地方債発行が可能とされている。

ウ 地方債発行限度額の充当順序

地方債発行限度額は、債務負担行為額、保証債務履行責任額、地方債発行額の順に充当する。

エ 事前財政管理制度等の履行

地方債発行に当たっては、事前地方財政管理制度の履行状況、事業計画の妥当性・適正性、起債計画の適正性等を総合的に検討する。

（4）限度額を超過する場合の地方債発行基準

ア 地方債を発行できる団体

－全ての自治体が原則として可能

－団体類型別の承認基準

<管理債務負担度が60%未満の自治体>

地方財政投資審査の承認を受けた事業、関係中央省庁の意見が適正な事業については、協議又は承認を原則とする。

<管理債務負担度が60%以上の自治体>

地方債発行時に債務規模が急激に増加しないよう、当該年度の地方債償還額を考慮して協議又は承認を原則とする。

債務管理計画を議会に報告し、純世界剰余金を元利金償還に活用するか、別会計又は基金等に積立てなければならない。

－ 財政指標等による承認基準

地方債元利金償還の延滞がないこと。

また、直近5年間に事実と異なる申請により地方債発行の協議を経たり承認を得た場合、又は協議・承認手続きを経ずに地方債を発行した事実がないこと。

イ 限度額を超過して地方債を発行することができる事業（適債事業）

（ア）中央政府の主要施策事業

（イ）天災・地変による災害等予測不可能な歳入欠陥の補填

（ウ）災害予防及び復旧作業

（エ）その他住民の福祉増進のため特に必要と認められる事業等

第8節 地方財政管理

韓国では、地方財政管理運営のため、地方中期財政計画制度が定められている。また、地方自治団体の各種投資事業に対する無分別な重複・過剰投資を事前に防止するための地方財政投資審査制度が1994年から講じられている。

1 地方中期財政計画制度

(1) 制度概要（地方財政法第33条）

ア 計画内容

(ア) 各自治団体単位で中期財政計画（5ヵ年単位）策定・運用
条件変動によって毎年連動（修正）計画樹立

(イ) 中期地方財政計画には次の事項を含まなければならない。

a 財政運用の基本方向及び目標

b 中長期的な財政条件と財政規模の展望

c 関連国家計画及び地域計画の中での該当事項

d 分野別財源配分計画

e 予算と基金別運用方向

f 義務支出の増加率及び算出内訳並びに裁量支出の増加率についての分野別展望、根拠及び管理計画

g 統合財政収支の展望及び管理方案

h 投資審査と地方債発行対象事業

i その他に大統領令で定める事項

(ウ) 行政安全部長官は、中期地方財政計画の策定に必要な次の事項を含むガイドラインを毎年地方自治体に通知することができる。

・国家の財政運用方向

a 関連国家計画及び地域計画

b 中期地方財政計画の樹立に必要なその他の情報

c 中期地方財政計画樹立の基準

イ 策定手続き

(ア) 地方中期財政計画策定・運用指針示達（行政安全部→地方自治団体）

(イ) 中央関係部署の意見を聞き、各自治団体別地方中期財政計画策定、地方議会に報告後提出（地方自治団体→行政安全部）

（なお、各地方自治団体は、地方中期財政計画策定に当たっては、各地方自治団体に設置する地方財政計画審議委員会に諮問）

(ウ) 行政安全部から中期地方財政計画を総合・国務会議へ報告

(2) 計画策定時重点事項

ア 国の施策と地方計画の連携強化

(ア) マクロ経済指標、移転財源規模など国家財政運用計画を反映し、中期地方財政計画を策定

(イ) 自治体補助事業計画に対する関係省庁の検討意見を反映して中期地方財政計画

の確定、投資計画の実効性向上

〈図表 9 - 43〉 2024 年分野別投資事業計画

(単位：億ウォン)

区分	計	2024	2025	2026	2027	2028
計	19,411,402	3,698,737	3,798,073	3,878,967	3,955,202	4,080,423
一般行政	2,624,588	486,517	501,170	524,050	539,419	573,485
	13.5%	13.2%	13.2%	13.5%	13.6%	14.1%
公共秩序及び安全	471,178	87,718	97,112	96,244	93,907	96,172
	2.4%	2.4%	2.6%	2.5%	2.4%	2.4%
教育	720,695	138,812	140,342	143,996	147,190	150,357
	3.7%	3.8%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
文化及び観光	926,596	182,416	186,833	187,166	186,325	183,830
	4.8%	4.9%	4.9%	4.8%	4.7%	4.5%
環境保護	1,662,710	320,378	343,596	334,432	328,873	335,356
	8.6%	8.7%	9.0%	8.6%	8.3%	8.2%
社会福祉	6,100,874	1,140,230	1,156,675	1,211,631	1,267,595	1,324,899
	31.4%	30.8%	30.5%	31.2%	32.0%	32.5%
保健	303,209	57,795	58,717	62,915	61,652	62,125
	1.6%	1.6%	1.5%	1.6%	1.6%	1.5%
農林海洋水産	1,243,118	242,427	240,830	249,185	252,229	258,457
	6.4%	6.6%	6.3%	6.4%	6.4%	6.3%
産業・中小企業	624,061	125,697	128,842	124,652	121,416	123,401
	3.2%	3.4%	3.4%	3.2%	3.1%	3.0%
輸送及び交通	1,445,798	275,000	293,285	293,314	291,544	292,599
	7.4%	7.4%	7.7%	7.6%	7.4%	7.2%
国土及び地域開発	1,054,497	221,308	222,308	205,622	203,084	202,132
	5.4%	6.0%	5.9%	5.3%	5.1%	5.0%
科学技術	18,558	4,680	4,308	3,641	3,108	2,820
	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
予備費	160,008	27,714	28,997	32,625	34,543	36,135
	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%
その他	2,055,511	388,044	395,058	409,494	424,287	438,656
	10.6%	10.5%	10.4%	10.6%	10.7%	10.8%

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」P.94

2 地方財政投資審査制度

(1) 必要性

地方財政の計画的・効率的運営を期して各種投資事業に対する無分別な重複・過剰投資を事前に防止し、毎年予算編成事業の妥当性・効率性を審査し、その結果を予算に反映するために1992年から導入され、1994年12月に法的に制度化された。

(2) 制度概要

ア 根拠

(ア) 地方財政法第36条第4項、第37条、第37条の2、第37条の3、施行令第41条、第41条の2、第41条の3、第41条の4、地方財政投資事業の審査規則(部令)

(イ) 地方財政投資審査事業審査規則(行政安全部令2001年4月6日全文改定)

イ 対象事業及び及び区分

一 自主審査

審査主体	対象範囲
市 郡 自治区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費 20 億ウォン以上 60 億ウォン未満の新規投資事業 ※ただし、住民登録人口が 2 年連続で 100 万人以上の市・郡・区は 200 億ウォン未満まで自主審査可能 ・ 総事業費 3 億ウォン以上 5 億ウォン未満の広報館事業 ・ 総事業費 1 億ウォン以上 3 億ウォン未満の公演・祭り等のイベント事業 ・ 総事業費全額を自主財源(地方債を除く)で推進する新規投資事業。ただし、庁舎新築事業及び文化・体育施設新築事業は除外
市・道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費 40 億ウォン以上 300 億ウォン未満の新規投資事業 ・ 総事業費 5 億ウォン以上 30 億ウォン未満の広報館事業 ・ 総事業費 3 億ウォン以上 30 億ウォン未満の公演・祭り等のイベント事業 ・ 総事業費全額を自主財源(地方債を除く)で推進する新規投資事業。ただし、庁舎新築事業及び文化・体育施設新築事業は除外

一 依頼審査基準

審査主体	対象範囲
市・道審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費 60 億ウォン以上 200 億ウォン未満の市・郡・区新規投資事業 ※ただし、住民登録人口が 2 年連続で 100 万人以上の市・郡・区は除外 ・ 総事業費 5 億ウォン以上 30 億ウォン未満の市・郡・区広報館事業 ・ 総事業費 3 億ウォン以上 30 億ウォン未満の市・郡・区公演・祭り等のイベント事業 ・ 総事業費全額を自主財源で負担して実施する事業で、総事業費 20 億ウォン以上の庁舎新築事業及び文化・体育施設新築事業
中央審査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市・道総事業費 300 億ウォン以上又は市・郡・区総事業費 200 億ウォン以上の新規投資事業

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市・道又は市・郡・区の総事業費 30 億ウォン以上の公演・祭り等のイベント事業 ・ 市・道又は市・郡・区の総事業費 30 億ウォン以上の広報館事業 ・ 総事業費全額を自主財源で負担して実施する事業で、総事業費 40 億ウォン以上の市・道庁舎新築事業及び文化・体育施設新築事業 ・ 法第 37 条第 1 項第 2 号各目に基づく負担対象事業 ・ 総事業費 10 億ウォン以上の外国借款導入事業又は海外投資事業 ・ その他、行政安全部長官が国家経済及び社会政策上必要と認める事業
--	--

参考：行政安全部「2024 年度地方自治体の予算及び基金の概要（上）1-1」P. 97

〈図表 9-44〉地方財政投資審査制度施行実績

（単位：件、％）

区分	2018	2019	2020	2021	2022	2023
総対象	372	497	479	449	451	498
適正	264	392	330	327	333	344
	(71%)	(79%)	(69%)	(73%)	(74%)	(69%)
非適正	108	105	149	122	118	154
	(29%)	(21%)	(31%)	(27%)	(26%)	(31%)

※適正＝適正＋条件付き推進、不適正＝再検討＋不適正＋返戻

参考：行政安全部「2024 年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」」P. 99

第9節 自治団体間財政不均衡の深化と財政自立度

韓国の地方財政においても、地方自治団体間の財政不均衡が深化している。

韓国における財政自立度の指標は、次の算式による。

$$\frac{\text{（地方税＋税外収入）}}{\text{一般会計歳入決算額}} \times 100 \text{（％）}$$

広域自治団体の財政自立度を比較すると、全国広域自治団体平均 46.1%に対して、最高のソウル特別市が 77.3%、最低の全北特別自治道が 25.6%となっている。基礎自治団体平均は 27.2%、財政自立度を比較すると、最高の城南市（京畿道）が 63.5%、最低の莞島郡（全羅南道）が 7.2%となっている。

また、財政自立度 50%未満の団体は 230 団体（13 広域自治団体、217 基礎自治団体）で全団体の 94.7%を占めている。

〈図表 9-45〉 財政自立度比較

（単位：％）

区分	特別市	広域市	特別自治市	道	特別自治道	市	郡	自治区
平均	46.1					27.2		
	77.3	43.9	63.8	36.5	38.5	31.5	17.2	28.1
最高	77.3 (ソウル 本庁)	50.4 (仁川 本庁)	63.8 (世宗)	50.6 (京畿 本庁)	38.5 (済州)	63.5 (京畿 城南)	43.8 (蔚山 蔚州)	65.3 (ソウル 江南)
最低		37.3 (光州 本庁)		25.6 (全北 本庁)		11.3 (全北 南原)	7.2 (全南 莞島)	12.3 (大田 東区)

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」」P.137

〈図表 9-46〉 財政自立度分布 （単位：団体数、％）

自立度	団体数					
	合計	構成比	市・道	市	郡	自治区
合計	243	100	17	75	82	69
10%未満	9	3.7	—	—	9	—
10～30%	167	68.4	5	43	70	49
30～50%	54	22.1	8	26	3	17
50～70%	12	4.9	3	6	—	3
70～90%	1	0.4	1	—	—	—
90%以上	—	—	—	—	—	—

※財政自立度 50%未満：230 団体（94.7%）

参考：行政安全部「2024年度地方自治体の「予算及び基金の概要（上）1-1」」P.137

第 10 節 教育財政

1 概要

教育財政については、地方教育自治に関する法律（以下、この節において「地方教育法」という。）に基づき教育費特別会計を置くなど一般の地方財政とは異なった運営が行われている。

(1) 教育・学芸に関する経費

ア 教育に関する特別賦課金・手数料及び使用料

イ 地方教育財政交付金

ウ 該当地方自治団体の一般会計からの転入金

エ 育児教育支援特別会計からの転入金

オ ア～エ以外の収入として教育・学芸に属する収入（地方教育法第 36 条）。

(2) 義務教育経費

義務教育に従事する教員の報酬とその他の義務教育に関連する経費は「地方教育財政交付金法」が決めるところにより国家及び地方自治団体が負担し、義務教育以外の教育に関連する経費は「地方教育財政交付金法」が決めるところにより国家・地方自治団体及び父兄等が負担する（地方教育法第 37 条）。

(3) 教育費特別会計

市・道の教育・学芸に関する経費を別に処理するために当該地方自治団体に教育費特別会計を置く（地方教育法第 38 条）。

(4) 教育費の補助

国家は予算の範囲内において市・道の教育費を補助し、国家の教育費補助に関する事務は教育部長官が管掌する（地方教育法第 39 条）。

2 教育財政の現状

(1) 概要

日本では教育財政が一般会計の中で処理される仕組みとなっているのに対し、韓国では地方教育財政を教育費特別会計として独立させて運営している点が大きく異なる。地方教育財政を教育費特別会計として別途独立させて運営している。その財源の 7.5 割（75.37%）は中央政府からの移転支出であり、その内訳は、中央から地方への地方教育財政交付金及び国庫支援金という制度を通じて行われている。中央政府からの移転支出を除く部分が自治体からの転入金と教育費特別会計負担収入となる。地方自治団体からの転入金は、主に法定転入金と非法定転入金で構成され、地方教育財政全体のわずか 15.41%にすぎない。さらに非法定支援金が地方教育財政に占める割合は 1.7%に過ぎない。

2022 年度には不足額を補うため地方自治団体により発行される地方教育債が発行されていない。

このように、地方教育財政は 7 割強が中央政府からの移転支出であり、中央政府への依存度が非常に高い構造になっている。さらに、地方一般財政から分離・独立

し、地方一般財政からの財政支援も少ないため、地方一般行政との連携が取りにくい状況となっている。

〈図表 9 - 47〉 2022 年度 地方自治団体教育費特別会計歳入決算
(単位：百万ウォン)

区分	全国	特別・広域市	道
総計	109,863,208	42,809,228	67,053,980
地方教育財政交付金	82,207,038	29,157,256	53,049,782
国庫支援金	605,889	242,970	362,918
特別会計転入金	3,829,046	1,558,850	2,270,196
法定転入金	15,038,445	8,241,225	6,797,220
非法定転入金	1,899,789	1,002,467	897,322
民間移転収入	151,673	57,746	93,927
自治体間移転収入	16,569	10,988	5,581
基本的教育収入	658	75	583
選択的教育収入	4,601	2,462	2,138
使用料及び手数料	13,794	8,497	5,297
特別賦課金及び分担金	417	417	—
資産賃貸収入	6,017	1,523	4,495
資産売却代	239,308	52,603	186,705
利子収入	207,531	65,351	142,180
積立金処分収入	—	—	—
積立金利子収入	—	—	—
融資元金回収	9,250	9,250	—
保証金回収	1,650	1,650	—
制裁金収入 ⁱ	5,455	2,975	2,480
雑収入	670,383	313,582	356,801
過年度収入	10,542	2,484	8,058
地方教育債	—	—	—
純歳計剰余金	1,773,843	806,450	967,392
補助金使用残額	35,143	12,963	22,179
繰越金	2,450,061	895,494	1,554,566
預託金回収	—	—	—
金融資産回収	—	—	—
融資金元本回収	67,933	20,767	47,166
保証金回収	7,364	1,082	6,282
繰入金	610,811	340,100	270,711

※2022 年度決算基準

参考：行政安全部 「2022 会計年度地方財政年鑑決算」 p. 373

(2) 中央政府からの財源移転

地方自治団体教育費特別会計のうち、中央政府が負担する財源の比率は全体で 75.3%に達している。

ア 地方教育財政交付金

地方教育財政交付金は、地方教育財政交付金法（1971 年制定）により確保された法定財源である。

現在、地方教育財政交付金は、内国税（目的税及び総合不動産税、タバコに賦課される個別消費税の総額の 100 分の 45 及び他の法律により、特別会計の財源として使われる税目の当該金額を除外する。以下同じ）総額の 2,079/10,000（20.8%）に該当する金額及び当該年度の教育税法による教育税税収額の中「高等・生涯教育支援特別会計法」第 6 条第 1 項及び「育児教育支援特別会計法」第 5 条第 1 項に定められた金額を除外した全額を財源としている（地方教育財政交付金法第 3 条第 2 項）。

そして、内国税総額の 97/100 と当該年度の教育税法による教育税税収額の中「育児教育支援特別会計法」第 5 条第 1 項に定められた金額を除外した全額の合計金額を普通交付金として、内国税総額の 3/100 を特別交付金として交付する（地方教育財政交付金法第 3 条第 1 項、3 項）。

普通交付金は地方自治団体別に算定された基準財政需要額と基準財政収入額の格差を基準に交付する（地方教育財政交付金法第 5 条）。

特別交付金の 60/100 は地方財政法第 58 条に基づき特別な財政需要で別に財政支援計画が策定された教育関連国家施策や地方教育行財政の運用実績が優秀で財政支援が必要な地方自治団体に、30/100 が基準財政需要額の算定方法で把握できない特別な地域教育懸案に対する財政需要がある際に、10/100 が普通交付金の算定期日後に発生した災害により特別な財政需要の増加や財政収入の減少又は災害を予防する特別な財政需要がある際に交付する（地方教育財政交付金法第 5 条の 2）。

1971 年に制定されたこの制度は、現在に至るまで数度の改正を経ているが、現行地方教育財政交付金は、普通交付金と特別交付金で構成され、地方教育財政全体の 74.8%を占めている。なお、2005 年より地方教育財政支援構造の単純・透明化のため、財源については従前の地方教育譲与金が地方教育財政交付金に統合され、交付については義務教育機関の教員人件費に対応していた人件費交付金が普通交付金に統合された。人件費交付金の統合により、義務教育機関の教員の増減による人件費の変動等がある場合には内国税の増加による交付金の増加などを考慮して第 3 条第 2 項第 1 号に定められた交付率が補正される制度が設置された（地方教育財政交付金法第 4 条）。

交付率の補正に関しては、「地方教育財政交付金法」（以下「法」という。）第 4 条第 1 項に基づき、義務教育機関教員人件費の前年度比増加額が、法第 3 条第 2 項第 1 号に基づく金額を財源とする地方教育財政交付金（以下この条において「内国税交付金」という。）の前年度比増加額を超える場合には、その超過額に相当する金額

分だけ翌々年度の内国税交付金が増額されるように交付率を補正し、それに従って地方教育財政交付金（以下「交付金」という。）を交付する。②第1項に基づく教員人件費は、特別市・広域市・特別自治市・道及び特別自治道（以下「市・道」という。）教育費特別会計の歳出決算額を基準として算定する。ただし、教員人件費の詳細項目は教育部令で定め、内国税交付金は政府一般会計の歳出決算額を基準として算定する（地方教育財政交付金法施行令第2条）。

〈図表9-48〉地方教育財政交付金の推移

（単位：百万ウォン）

区分	全国	特別・広域市	道
2011	36,138,999	13,164,027	22,974,971
2012	39,256,250	14,608,166	24,648,054
2013	37,257,601	22,730,565	34,527,036
2014	40,868,690	19,553,906	25,912,759
2015	39,405,566	18,785,616	25,057,193
2016	43,161,624	20,712,904	27,417,511
2017	46,566,712	21,214,979	29,997,426
2018	49,930,170	21,162,180	33,999,356
2019	60,530,510	21,274,579	39,255,931
2020	54,188,691	19,371,897	34,816,794
2021	61,281,106	21,985,378	39,295,728
2022	82,207,038	29,157,256	53,049,782

（「地方財政年鑑」行政安全部等 各年度決算分析より）

イ 国庫支援金

教育部が、地方自治団体教育費特別会計に国庫支援金を支給している。

〈図表9-49〉地方自治団体教育費特別会計への国庫支援金の推移

（単位：百万ウォン）

区分	全国	ソウル	道
2011	170,218	81,072	89,186
2012	142,265	75,452	66,815
2013	3,335,251	122,302	3,212,949
2014	104,572	64,236	59,289
2015	672,649	336,991	413,049
2016	662,220	367,725	390,078
2017	164,098	100,235	87,318
2018	176,482	108,931	99,464
2019	221,984	106,387	115,598

2020	1,259,966	526,876	733,090
2021	368,301	161,411	206,891
2022	605,889	242,970	362,918

(「地方財政年鑑」行政安全部等 各年度決算分析より)

(3) 地方自治団体一般会計からの財源移転

ア 法定転入金

地方教育自治制度は特別地方自治機関で運営され、一般会計と教育費特別会計に分離しているが、地方教育財政交付金法において、義務教育に関して公立学校の設置・運営及び教育環境の改善のための一定額を地方自治団体の一般会計から教育費特別会計に経費を支出しなければならない旨の規定があり、これに基づき財政支出が行われている(地方教育財政交付金法第11条)。

〈図表9-50〉法定転入金の推移 (単位：百万ウォン)

区分	全国	ソウル	特別・広域市	道
2011	7,834,973	2,381,680	1,817,249	3,538,477
2012	8,045,667	2,434,179	1,981,724	3,629,764
2013	7,769,730	2,241,590	2,007,096	3,521,043
2014	9,450,021	2,486,961	4,942,253	4,507,769
2015	10,183,030	2,721,525	5,299,365	4,883,664
2016	11,037,487	2,901,609	5,761,672	5,275,815
2017	11,821,052	3,496,222	6,497,394	5,323,658
2018	14,989,603	3,480,436	9,356,672	5,632,930
2019	12,256,805	3,466,502	6,509,408	5,747,397
2020	12,622,275	3,840,624	6,985,240	5,637,034
2021	13,929,177	4,137,623	7,558,725	6,370,452
2022	15,038,445	4,651,503	8,241,225	6,797,220

(「地方財政年鑑」行政安全部 各年度決算分析より)

主な法定転入金は次のとおりである。

(ア) 地方教育税

地方自治団体の自主財源及び自立性を確保するために2001年から新しく施行された制度で、地方税法第151条に規定された地方教育税に該当する金額を毎会計年度予算に教育費特別会計転出金として計上するものである。

〈図表 9-51〉 地方教育税の課税対象及び税率

課税対象	税率
・ 地方税法の規定により納付すべき登録免許税額	100 分の 20
・ 地方税法の規定により納付すべきレジャー税額	100 分の 40
・ 地方税法の規定により納付すべき住民税均等割の税額	100 分の 10 (但し、人口が 50 万以上の市にあっては 100 分の 25)
・ 地方税法の規定により納付すべき財産税額	100 分の 20
・ 地方税法の規定により納付すべき自動車税額	100 分の 30
・ 地方税法の規定により納付すべきたばこ消費税額	10,000 分の 4,399 (43.99%)

(イ) たばこ消費税総額の 45% 転入金

特別市、広域市及び特別自治市がたばこ消費税の 45% に該当する金額を毎会計年度予算に教育費特別会計転出金として計上するものである。たばこ消費税からの転入金について、道は除外されている(地方教育財政法交付金法第 11 条第 2 項 2 号)。

(ウ) 特別市税、広域市税及び道税転入金

ソウル特別市は特別市税総額(「地方税法」第 8 条第 1 項第 1 号による目的税及び同法第 9 条による特別市分財産税に該当する金額を除外する)の 100 分の 10、広域市及び京畿道は広域市税又は道税総額(「地方税法」第 8 条第 2 項第 2 号の規定による目的税に該当する金額を除外する)の 100 分の 5 に該当する金額、その他の道及び特別自治道は道税又は特別自治道税総額の 1,000 分の 36 (3.6%) に該当する金額を毎会計年度予算に教育費特別会計転出金として計上するものである(地方教育財政法交付金法第 11 条第 2 項 3 号)。

イ 非法定転入金

地方教育財政法交付金法等で転入金額又は一定率を定めず、他の法令により負担経費の一部を補助するものをいう。

〈図表 9-52〉 非法定転入金の推移

(単位：百万ウォン)

区分	全国	ソウル	特別・広域市	道
2011	687,300	141,977	123,545	421,778
2012	791,872	214,423	169,771	407,678
2013	795,839	198,233	160,970	436,636
2014	762,899	58,572	226,228	536,671
2015	817,099	66,576	300,555	516,543
2016	876,674	55,388	290,326	586,348
2017	1,100,836	160,421	453,269	647,566
2018	1,272,043	259,308	500,259	771,783

2019	1,671,744	330,252	838,420	833,323
2020	1,533,834	318,022	738,069	795,765
2021	1,614,768	366,548	839,305	775,463
2022	1,899,789	447,313	1,002,467	897,322

(「地方財政年鑑」行政安全部 各年度決算分析より)

主な非法定転入金は次のとおりである。

(ア) 公共図書館運営及び運営経費負担

地方教育自治に関する法律第 32 条の規定により教育監が設立運営する公共図書館については当該自治体の一般会計予算の範囲内でその運営費の一部を負担する(図書館法第 33 条第 3 項)。

(イ) 特殊教育機関設置経営及び私立特殊学校経費補助

国家及び自治体は特殊教育機関の設置運営及び特殊教育のための施設拡充、特殊教育に必要な教材研究開発普及に係る経費を予算の範囲内で優先的に支給し、私立特殊教育機関について運営費、施設費、教員給与及びその他特殊教育に必要な経費を予算の範囲内で補助する(障害者など特殊教育法第 3 条、第 6 条)。

(ウ) 学校給食施設、設備の設置・運営及び保護者支援

学校給食の実施に必要な給食施設・設備費は当該学校の設立・経営者が負担するものであるが、国家又は自治体が支援することができる(学校給食法第 8 条第 1 項)。

給食運営費は当該学校の設立・経営者が負担するのを原則とするものであるが、保護者がその経費の一部を負担できる(学校給食法第 8 条第 2 項)。

学校給食のための食品費は保護者が負担するのを原則とする(学校給食法第 8 条第 3 項)。

特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事及び市長・郡守・自治区の区庁長は学校給食に品質が優秀な農産物使用など給食の質向上と給食施設・設備の拡充のために食品費及び施設・設備費など給食に関する経費を支援できる(学校給食法第 8 条第 4 項)

国家又は自治体は学校給食法第 8 条の規定により保護者が負担する経費の全部又は一部を支援できる(学校給食法第 9 条)。

(3) 地方教育費特別会計自主財源

地方教育費特別会計財源のうち、中央政府負担財源、地方自治団体からの転入金を除いた残りが自主財源である。このような財源としては、財産収入、使用料・手数料、入学金及び授業料、寄付金、地方債及びその他諸収入等を挙げることが出来る。

しかし、授業料の決定は、法律的には各自治団体の裁量により決定することになっているが、実際は、教育部が毎年作成する水準をそのまま適用している。

3 教育予算の手続き

(1) 予算の編成及び運営

教育監は毎会計年度ごとに予算を編成し、会計年度開始 50 日前までに市・道議会に提出しなければならない。市・道議会では会計年度開始 15 日前までに議決しなければならない。また、地方議会は教育監の同意なしに支出予算各項の金額を増加させたり、新しい費用項目を設置することができない（地方自治法第 142 条）

(2) 特別賦課金の賦課・徴収等

地方教育自治に関する法律第 36 条の規定（教育・学芸に関する経費）による特別賦課金は、特別な財政需要がある時に当該市・道の条例が定めるところにより賦課・徴収し、この場合特別賦課金は特別賦課を必要とする経費の総額を超過し賦課することはできない（地方教育法第 40 条第 1 項、第 2 項）。

ⁱ 学校会計の予算編成の基本指針の用語で、弁償金、違約金、延滞金などを制裁金という。